

基礎費(第二號表)の範圍内に於て適當と認むる金額を加算せり、但し三百貫未満の金庫に付ては其の運搬費は他の一般動産と通算するものとす。

一回分交付の場合
換地と現在地との距離六十間を超ゆるとき(距離の測定は道路の最短距離に依る)但し次項に該當するものを除く。

- 二回分交付の場合
- (一) 建物の移轉工期一月を超ゆるとき。
 - (二) 銀行、郵便局、公證人役場、保險會社、信託會社等業務の性質上假居住地に於ても金庫の設備を必要と認むるとき。

第一號表 (當初のもの)
金庫特別搬出入費

記號	重	量	員		道	計	額
			人	夫			
一	七〇〇貫以上	一五	一五人	三・五〇	二四・〇〇	七六・五〇	一五三・〇〇
二	六〇〇貫以上	一〇	一二人	三・五〇	二二・〇〇	六三・〇〇	一三六・〇〇
三	五〇〇貫以上	〇	九	三・五〇	一八・〇〇	六〇・〇〇	一二〇・〇〇
四	四〇〇貫以上	〇	九	三・五〇	一五・〇〇	四六・五〇	九三・〇〇
五	三〇〇貫以上	〇	六	三・五〇	一二・〇〇	四三・五〇	八七・〇〇
六	二〇〇貫以上	〇	六	三・五〇	九・〇〇	三〇・〇〇	六〇・〇〇
七	一五〇貫以上	〇	六	三・五〇	九・〇〇	三〇・〇〇	六〇・〇〇

乙 第三章 損害補償

乙 第三章 損害補償

九	八
八〇貫以上	一〇〇貫以上
四	四
三・五〇	三・五〇
一四・〇〇	一四・〇〇
六・〇〇	六・〇〇
二〇・〇〇	二〇・〇〇
四〇・〇〇	四〇・〇〇

五〇八

第二號表 (當初のもの)

金庫特別運搬費及假据付基礎費

記號	重	量	一回分を交付する場合		二回分を交付する場合		合計
			牛馬車數	一回の運搬費	金二回分の額	假据付基礎費	
一	七〇〇貫以上	牛車二	一	一五・〇〇	六・〇〇	五・〇〇	六五・〇〇
二	六〇〇貫以上	牛車二	一	一五・〇〇	六・〇〇	四・〇〇	四〇・〇〇
三	五〇〇貫以上	馬車二	一	八・〇〇	三・〇〇	四・〇〇	三六・〇〇
四	四〇〇貫以上	馬車二	一	八・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	三三・〇〇
五	三〇〇貫以上	馬車一	一	八・〇〇	一・六〇	三・〇〇	一九・〇〇
六	二〇〇貫以上	馬車一	一	八・〇〇	一・六〇	二・〇〇	一八・〇〇
七	一五〇貫以上	馬車一	一	八・〇〇	一・六〇	二・〇〇	一八・〇〇
八	一〇〇貫以上	手車一	一	三・五〇	七・〇〇	一・〇〇	八・〇〇
九	八〇貫以上	手車一	一	三・五〇	七・〇〇	一・〇〇	八・〇〇

第五 休業損害補償金

建物の移轉に因り其の占有者中營業を休止するが爲損害を受くるものあるときは、之に對し補償金を交付するものとす、左に補償に關する範圍及其取扱方を記述すべし。

一 補償金は一營業所毎に計算す、同一人にして數箇所を有する者に在りては移轉を要す

建物の移轉に因り其の占有者中營業を休止するが爲損害を受くるものあるときは、之に對し補償金を交付するものとす、左に補償に關する範圍及其取扱方を記述すべし。

一 補償金は一營業所毎に計算す、同一人にして數箇所營業所を有する者に在りては移轉を要する營業所より生ずる所得を分別して計算す。

二 所得は總收入より必要の經費を控除して定むるものとす。

三 休業損害補償金は休業したる營業より生ずる其の年の所得金額を標準として之を營業日數を以て除したる金額を一日分の所得とし之に休業日數を乗じたる金額とす。

所得金額は現地に臨み營業其の他の實況調査に依る賣上、收入等の基本員數に別に定むる所得標準率を乗じて計算したるものとす、但し此の場合に於ては稅務官廳に就き調査したる最近の營業收益税に於ける基本並収益額、所得税に於ける基本並所得額及本人の申告等を參酌して定むるものとす。

營業日數は左の休業日數を控除して計算するものとす。

イ 吉凶禍福其の他の臨時的事由に因り休業する日數は一年各營業者三日と看做す。

ロ 定例休業を爲す營業者に對しては其の休業日數に前記日數を加へたるものを其の休業日數とす。休業日數は建物の移轉工事期間に依る、但し營業の規模、商品の種類多寡等に依り工事日數にて不十分なりと認むるときは適當に日數を加算し定むるものとす。

四 移轉の時期、營業の種類、性質並店舗其の他の營業所使用の多寡等により所得の日割計算のみ依り休業損害補償金を算定するは相當ならずと認めらるゝものに在りては、適當に斟酌増減するものとす。

五 各種の職人、職工、車夫、馬夫、人夫、日傭労働者、日給の勤人其の他之に類するもの又は行

乙 第三章 損害補償

コ												ケ			
吳	絹	玄	建	藝	藝	化	鷄	擊	幻	下	下	下	組	屑	草
吳			築		妓	粧		劍	燈			駄	糸、		花
吳			請		置			道	器			甲	組		販
服	糸	米	負	妓	屋	品	卵	具	械	宿	駄	良	紐	紙	賣
三〇〇						四〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇〇			五〇〇			
九〇〇						一四〇〇	一三〇〇	一四〇〇	一五〇〇						
												一〇〇〇			
						三〇〇〇	二五〇〇	二〇〇〇							
	リ糸類ノ部ニア	リ米穀ノ部ニア	リ請負ノ部ニア			小間物ヲ除ク				旅人宿ノ部ニアリ	履物ノ率ヲ適用スルコト		リ糸類ノ部ニア	リ紙類ノ部ニア	リ植木ノ部ニア

編	工	工	コ	蒟	蒟	類粉	麵	コ	碁	國	水	護	護	護	護	小	物	太	服	
蝠	業	兵	ハ	蒟		其ノ	メ	リ	將				謨	謨	謨	間	羅	白	洋	太
傘	品	具	ゼ	粉	弱	他	粉	ケ	ク	旗		印	工	靴	謨	物	紗	綿	太	物
				三〇〇	五〇〇	二〇〇	〇・八〇	六〇〇	三〇〇	四〇〇	八〇〇		三・五〇	四〇〇	五〇〇	一・五〇	一・二〇	一・五〇	二・〇〇	
				九〇〇	一七〇〇	八〇〇	八〇〇	二四〇〇	九〇〇	二〇〇〇	一五〇〇		一四〇〇	二二〇〇	一七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	八〇〇	
				一〇〇〇	一五〇〇	七〇〇	七〇〇	三〇〇〇	一三〇〇				二二〇〇	二二〇〇						
	リ傘類ノ部ニ在	リ藥品ノ部ニ在										率ヲ適用スルコト				化粧品、洋品、袋物ヲ除ク		モスリン、ヤラコ等ノ類		

絹 生 桐
糸 糸 材
六〇〇
類ノ部ニ在
糸類ノ部ニ在
類ノ部ニ在

類
其人馬
ノ力
他車車
二・五〇
八〇〇
一六〇〇
一四〇〇
一四〇〇

フ				ヒ														
鐵	銅	古	古	干	挽	ビ	ビ	雜	姫	美	肥	料		肥	併	機	パ	
鐵	銅	洋	和	魚	物	ル	ル	形	糊	品	屋	他	尿	粕	粕	粕	イ	プ
一・五〇	二・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	五・〇〇					五・〇〇	六・〇〇		一・五〇	四・八〇	一・五〇	〇・七〇	一・〇〇	三・五〇	
		一七・〇〇	一六・〇〇	一三・〇〇	三・〇〇				二・〇〇	一七・〇〇		三・五〇	一〇・〇〇	四・〇〇	二・二〇	三・〇〇	一〇・〇〇	
				一五・〇〇													二・〇〇	八・〇〇
																	五・〇〇	
				魚類ノ部ニアリ	酒類ノ部ニアリ	飲スルコトアリ	飲食店ノ部ニアリ	際物ノ率ヲ適			問屋ノ部ニアリ							

ハ				ヘ													
米	穀	米	米	ブ	文	封	船	船	麩	筆	筆	筆	太	風	蒲	袋	
穀	玄	精	自	リ	房		筒	具				毛	硯	物	敷	具	物
			一・五〇	四・〇〇	四・〇〇		三・五〇		六・〇〇		三・〇〇	五・〇〇		二・〇〇	三・五〇	四・五〇	
			五・五〇	二・〇〇	一五・〇〇		八・〇〇		一三・〇〇		一六・〇〇		九・〇〇	一三・〇〇	一五・〇〇		
				一五・〇〇	一五・〇〇		二・〇〇		二・〇〇		一七・〇〇				一三・〇〇		
問屋ノ部ニアリ		雜穀ヲ除ク		萬年筆ヲ含ム							ニアリ	吳服太物ノ部			洋品、雜貨、小	問物ヲ除ク	

項の半額とす。

四 移轉工法が据置一部除却なるも他に假居住を必要と認めらるゝときは第一項に依り算出したる額とし、工事期間中其の建物に居住し得るも營業は全部休業と認めらるゝときは前項に依り取扱ふものとす。

五 營業の性質上移轉工事中と雖尙假居所に於て營業を繼續せざるべからざる業態例へば三等郵便局、公證人役場、銀行等に在りては、假居所に營業を爲すに支障なき程度の設備費を雜費中に合算補償せり。

六 建物の所有兼占有者なるときは前各項に依り算出したる金額の合計額とす。

七 土地の状況又は建物の實況に依り第一項の金額に依り難き特別の事由ある場合は適當に之を斟酌増減することとせり。

八 神社の本殿が移轉を要する場合に於て遷座式を執行する必要ありと認めらるゝものに付ては大體左記標準に依り之に要する費用を補償せり、但し此の場合一般の原則に依る雜費は相當減額せり。

府社、郷社

三 百 圓

村 社

二 百 二 十 圓

無 格 社

百 五 十 圓

九 營業用自動車々庫の移轉を要する場合に於て移轉工事期間中其の收容自動車を一時他に收容せしむる必要あるを以て、第三項に依り算出したる額の外、貨物自動車にありては一臺に付一箇月三十圓、乗用自動車にありては同二十五圓の割合を以て算出したる額を補償するものとす。

第七 移轉を命じたる建物其の他の工作物の火災に罹りたる場合

特別都市計畫法第六條の規定に依り移轉を命じたる建物其の他の工作物が移轉工事著手前又は著手

後工事完了前火災に罹りたるときは移轉物件を喪失し又は之を減少し若は其の價值を減損す、此の場合移轉工事著手前の火災なるときは移轉を實施せらるべき状態に應じ補償金を算定すべく、移轉工事著手後の火災なるときは工事の進捗の状態に應じ補償金を算定するものとす、若し火災が補償金決定

第七 移轉を命じたる建物其の他の工作物の火災に罹りたる場合
 特別都市計畫法第六條の規定に依り移轉を命じたる建物其の他の工作物が移轉工事著手前又は著手

後工事完了前火災に罹りたるときは移轉物件を喪失し又は之を減少し若は其の價値を減損す、此の場合移轉工事著手前の火災なるときは移轉を實施せらるべき状態に應じ補償金を算定すべく、移轉工事著手後の火災なるときは工事の進捗の狀態に應じ補償金を算定するものとし、若し火災が補償金決定後なるときは之を取消し又は之を變更すべきものなるを以て左記の通補償金算定方針を決定處理したり。

甲 移轉工事著手前に火災に罹りたる場合
 一 建物其の他の工作物が全焼したるとき

建物移轉料	交付せず但し残存物あるときは残存物の移轉料を交付す
工作物移轉料	
造作移轉料	
動産移轉料	交付せず但し焼残りたる動産の移轉料は交付す
休業補償金	交付せず但し移轉準備の爲損害ありたる場合には實況を參酌し補償す
雜費	交付せず

二 但し占有者が火災前に移轉したるときは占有者に對する補償金は削減せず。
 建物其の他の工作物が半焼したるとき

建物移轉料	焼残りたる部分及残存物の實況を參酌し移轉料を交付す
工作物移轉料	
造作移轉料	
動産移轉料	焼残りたる動産の移轉料を交付す
休業補償金	交付す但し火災の爲營業所得減少したるときは減額す

雑費 焼残りたる部分に對し交付す

但し占有者が火災前に移轉したるときは占有者に對する補償金は削減せず

乙 移轉工事著手後火災に罹りたる場合

一 建物其の他の工作物が全焼したるとき

建物移轉料	工事進捗の程度及残存物の實況を參酌し移轉料を交付す
工作物移轉料	
造作移轉料	
動産移轉料	焼残りたる動産の移轉料を交付す
休業補償金	火災迄に休業したる日數を標準とし交付す但し工事進行の程度に依り相當と認めらるゝ日數を超ゆることを得ず
雑費	交付せず

但し占有者が火災前に移轉したるときは占有者に對する補償金は削減せず所有者に交付する

雑費は工事進捗の程度に應じ交付す。

二 建物其の他の工作物が半焼したるとき

建物移轉料	工事進捗の程度焼残りたる部分及残存物の實況を參酌し移轉料を交付す
工作物移轉料	
造作移轉料	
動産移轉料	焼残りたる動産の移轉料を交付す
休業補償金	火災迄に休業したる日數(但し工事進捗の程度に依り相當と認めらるゝ日數を超ゆることを得ず)及焼残りの部分に於ける營業の狀況を參酌し補償金を交付す
雑費	焼残りの部分に對し交付す

但し占有者が火災前に移轉したるときは占有者に對する補償金は削減せず所有者に交付する
 雑費は工事進捗の程度及焼残りの部分を參酌して交付す。

丙 火災保險の目的たる建物、工作物、造作又は動産が火災に罹りたる場合に於て商法第四百十五條

雑費	休業補償金
焼残りの部分に對し交付す	火災迄に休業したる日數(但し工事進捗の程度に依り相當と認めらるる日數を越ゆることを得ず)及焼残りの部分に於ける營業の狀況を參酌し補償金を交付す

但し占有者が火災前に移轉したるときは占有者に對する補償金は削減せず所有者に交付する
 雜費は工事進捗の程度及焼残りの部分を參酌して交付す。

丙 火災保險の目的たる建物、工作物、造作又は動産が火災に罹りたる場合に於て商法第四百十五條の規定に依り焼残物に付き被保險者の有せる權利を保險者が取得したる場合

此の場合に於ては焼残物の移轉料を交付せず。

備考

- 一 「全焼」とは居住又は使用し得ざる程度の焼失を謂ふ。
- 二 「半焼」とは居住又は使用し得る程度の焼失を謂ふ。

第八 建物占有者變更したる場合

特別都市計畫法第六條の規定に依り移轉命令の豫告を受けたる占有者が豫告の趣旨に従ひ移轉したる後更に他の占有者ある場合に於て、豫告を受けたる占有者に對しては損害の補償金を交付し、其の他の占有者に對しては補償金を交付せざるものとす、而して豫告を受けたる占有者に交付すべき補償金算定方針左の如し

- 一 動産及造作移轉料 一回分
- 二 休業補償金 三日分
- 三 雜費 三日分

第九 補償金算定例

移轉命令又は之に關する豫告に基き移轉を爲したる建物所有者及占有者に交付する損害補償金の算定例を掲げ参考に供すべし、但し引用したる建物は第一章第四節に掲げたる移轉計畫圖中第二十號建物なり、而して其の二階に地方長官に申請し不許可の指令を受けたるに拘らず増築したる部分十五坪あるを以て之を除き計算せり。

乙 第三章 損害補償

補償金調書

第二三地區 第六六移轉群		芝區西久保櫻川町ノ一部		工 期 自 昭和 三年 三月 一日 至 昭和 三年 四月 二十三日	
建物移轉命令通知	昭和 二、一〇、三三 移甲第 一三八四	建物移轉命令通知	昭和 二、一〇、三三 移乙第 一六二八	補償金額	一、八、三、〇〇 円
住所氏名	甲 某	住所氏名	乙 某	建物内	一、三、三、〇〇 円
建物内	一、三、三、〇〇 円	建物内	一、三、三、〇〇 円	工作物	一 円
工作物	一 円	工作物	一 円	造 作	一 円
動 産	一 円	動 産	一 円	休 業	一 円
雜 費	一、五、〇、〇〇 円	雜 費	一、三、六、〇〇 円	職 業	一、三、六、〇〇 円
職 業	一、五、〇、〇〇 円	職 業	一、三、六、〇〇 円	休 業 日 數	五十二日
備考	卸賣製造材料請負	備考	卸賣製造材料請負		

建物所有者調

第二三地區第六六移轉群

建物移轉命令通知	昭和 二、一〇、三三 移甲第 一三八四	建物移轉命令通知	昭和 二、一〇、三三 移乙第 一六二八	補償金額	一、八、三、〇〇 円
住所氏名	甲 某	住所氏名	乙 某	建物内	一、三、三、〇〇 円
建物内	一、三、三、〇〇 円	建物内	一、三、三、〇〇 円	工作物	一 円
工作物	一 円	工作物	一 円	造 作	一 円
動 産	一 円	動 産	一 円	休 業	一 円
雜 費	一、五、〇、〇〇 円	雜 費	一、三、六、〇〇 円	職 業	一、三、六、〇〇 円
職 業	一、五、〇、〇〇 円	職 業	一、三、六、〇〇 円	休 業 日 數	五十二日
備考	卸賣製造材料請負	備考	卸賣製造材料請負		

建物	建物番號	占所有者氏名	構造	寸法	坪數	新築單價	工移轉階	曳方	移築	除却	却期	工事自昭和	占	移工作物	六、四、〇〇 円	機械	五、七、七、〇 円	合計	八、三、三、〇 円
木	二	(一)	木	水			階	曳方	移築	除却	却期	工事自昭和	占	移工作物	六、四、〇〇 円	機械	五、七、七、〇 円	合計	八、三、三、〇 円

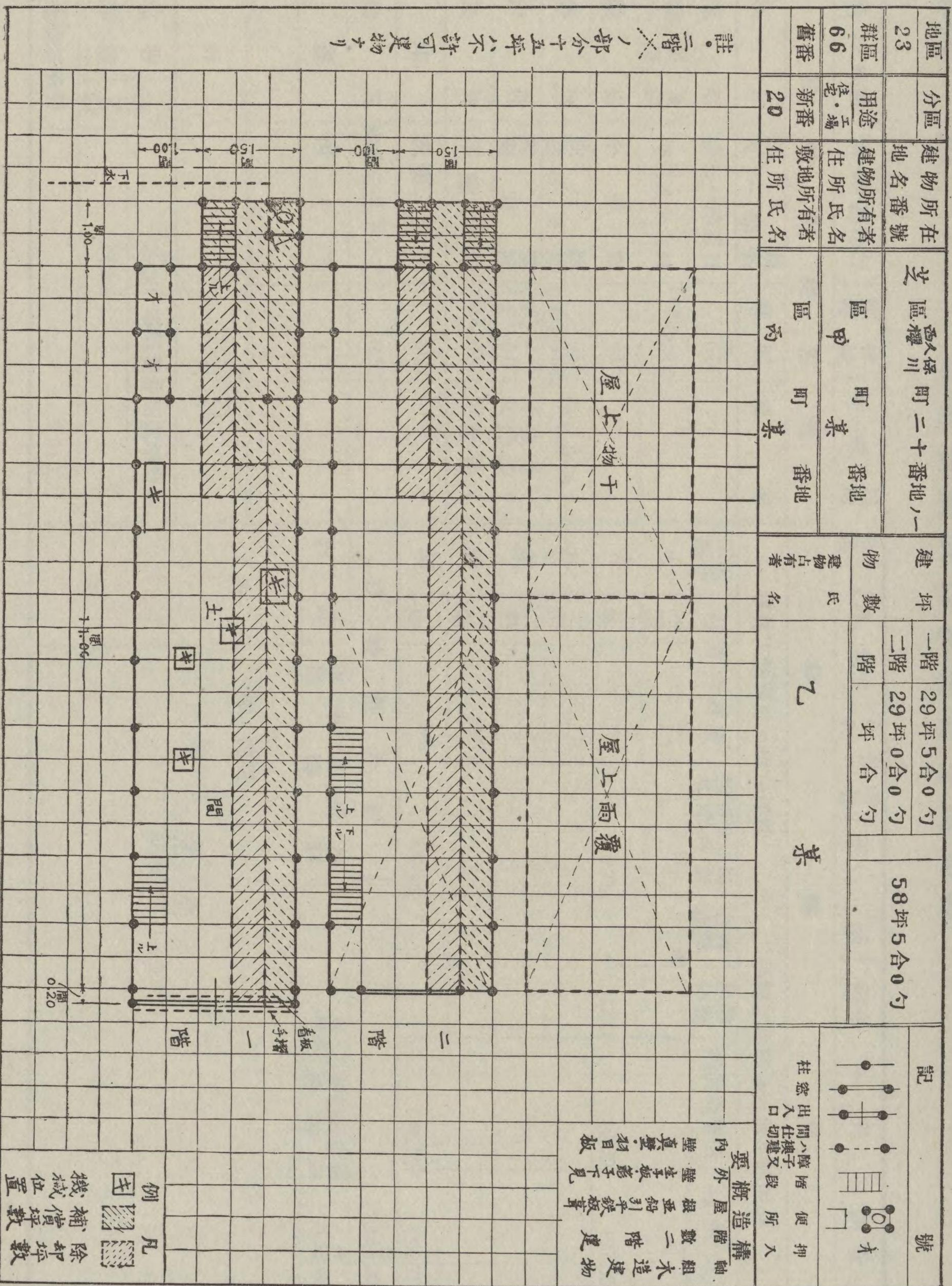
20 部	(不 許 可 分)	木造建物二階建亞鉛引平鐵板葺	一五〇〇	六四〇〇	四五〇〇	一曳 部 除 却 方	甲	某
---------	--------------------	----------------	------	------	------	------------------------	---	---

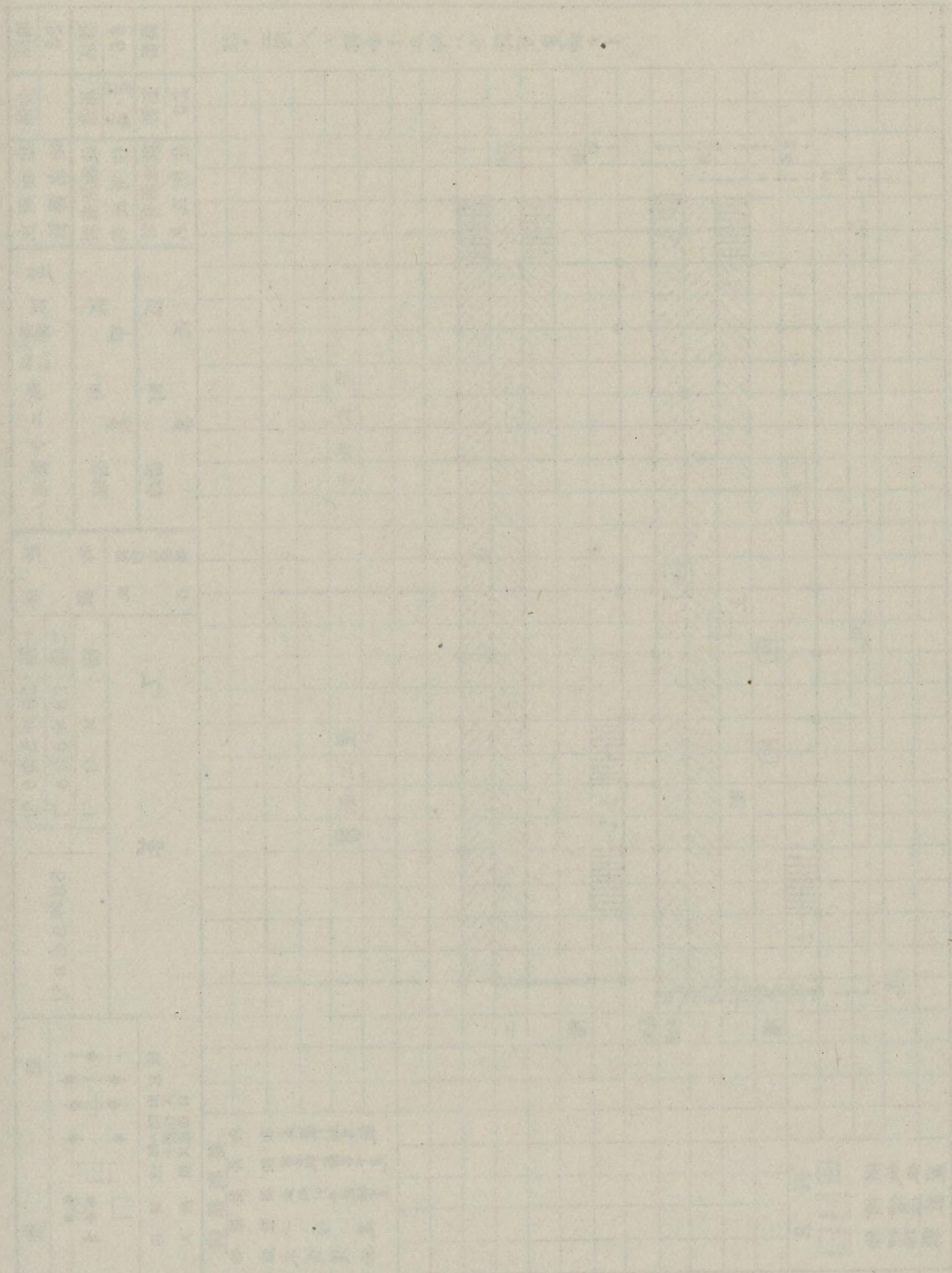
建物、工作物及造作移轉料調查票	建物番號 二〇	所在地 芝區西久保櫻川町二十番地ノ一	占有者氏名 (一)乙 某 (二) 某 (三) (四) (五)	構造 木造建物二階 內裏壁羽目板 外生子板縮子下見 亞鉛引平鐵板葺	寸法 桁行 七呎二寸 七呎二寸 梁間 三三〇 三三〇 地幅 二四五	坪數 階一 一 階二 一 合計 二	新築單價 五七〇 建物新築費 二二九〇 新工作物其他 五二〇 合計 二八一〇	工法轉階 實坪數 一 實坪數 一 坪數 二 基礎坪數 二 轉階坪數 二 坪數 二 坪數 二 坪數 二	曳方 一 一 二 一 合計 二	移築 一 一 二 一 合計 二	除却 一 一 二 一 合計 二	工事期間 自昭和三年三月二十一日 至昭和三年五月二十一日 五十二日間	占有者所有工作物、造作移轉料調查票		
													移轉料 六四〇 六四〇 合計 一二八〇	移轉料 六四〇 六四〇 合計 一二八〇	
工作物	移轉料 六四〇 六四〇 合計 一二八〇	除却ノ分 六四〇 六四〇 合計 一二八〇	其他ノ分 六四〇 六四〇 合計 一二八〇	移轉料 六四〇 六四〇 合計 一二八〇	移轉料 六四〇 六四〇 合計 一二八〇	移轉料 六四〇 六四〇 合計 一二八〇	移轉料 六四〇 六四〇 合計 一二八〇	移轉料 六四〇 六四〇 合計 一二八〇	移轉料 六四〇 六四〇 合計 一二八〇	移轉料 六四〇 六四〇 合計 一二八〇	移轉料 六四〇 六四〇 合計 一二八〇	移轉料 六四〇 六四〇 合計 一二八〇	移轉料 六四〇 六四〇 合計 一二八〇	移轉料 六四〇 六四〇 合計 一二八〇	移轉料 六四〇 六四〇 合計 一二八〇

第三章 損害補償

三三三

移轉建築物平面圖





(移甲第 號)

建物新築費並移轉料算出調書

第 23 地區	第 66 移轉群	建物號	20 號	建物用途	工場、住宅	所有者名	甲 菜	昭和 年 月 日	調 査
---------	----------	-----	------	------	-------	------	-----	----------	-----

(移甲第 號)

建物新築費並移轉料算出調書

第23地區	第66移轉群	建物番	20號	用途	工場、住宅	所氏	有名	甲	某	昭和	年月	日	調査	
移 轉 料														
移轉工法區分 = 依ル坪數					移轉工法區分 = 依ル補償金									
區	分	種	類	單	價	備	考	工法	補償	補償	移轉	移轉	補償	補償
地	形	又	等	價	備	考	區	實	金	距離	距離	金	金	
軸	組	押	角	6.00			分	坪	算	間	係	單	金	
小	屋	角	及	20.00			二	出	數	4	1.00	價	197.50	
屋	根	及	丸	6.00			階	數	19.75			10.00		
外	壁	平	鐵	3.00			一	—	—			—	—	
内	壁	生	子	3.00			階	—	—			—	—	
天	井	簾	天	2.10			二	—	—			—	—	
床	具	目	井	6.00			階	14.35	20.95			46.00	963.70	
建	具	通	リ	80			除	8.25					1,161.20	
建	具	出	來	5.87			却							
雜	丙	ノ	下	2.50			移							
計				1.50			轉							
							料							
							合							
							計							
							作							
							料							
							者							
							造							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者							
							料							
							者</							

(移乙第 號)

占有者所有ノ造作新設費竝移轉料算出調書

第 23 地區	第 66 移轉群	建番	物 號	20 號	占 有 者 名	乙	某	昭和	年	月	日	調 査	新 設 費		移 轉		料		備 考	
													數 量	單 價	小 計	移轉工法	移轉係數	工法ニ依ル補償金單價		工法區分ニ依ル數量
建 具	4 枚	円 15.00		60.00 円	除却方	0.800	円 12.000	2.059 枚	24,708 円											
計				60.00 円	0.175		2,625 円	1.941	5,095 円											
									29,800 円											

工法區分ニ依ル數量ハ建物工法別ニ依ル坪數ニ按分メ

(移甲第 號)

工作物新設費竝移轉料算出調書

第 23 地區	第 66 移轉群	建番	物 號	20 號	所 有 者 名	乙	某	昭和	年	月	日	調 査
---------	----------	----	-----	------	---------	---	---	----	---	---	---	-----

(移甲第 號)

工作物新設費並移轉料算出調書

名稱	新構	造	設			費計	所有者姓名	轉			備考	
			數量	單價	小計			移轉保數	補單價	補要數		補料價
萬力臺	3R×6R高3R杉板割及杉押角材		1間	10,000	10,000	0.3		3,000		3,000	移	築
下水	徑五寸丸土管伏		3.3間	250	825	0.8		200	長	660	"	築
干物	2.5間×5間L.		1間	400,000	400,000	0.5		200,000		200,000	移一部	築却
看板	2.5R×12R		1間	12,000	12,000	0.2		2,400		2,400	移	築
雨覆	2.5間×6間 柱杉押角材 屋根生子板及杉六分板		1間	150,000	150,000	0.4		60,000		60,000	移一部	築却
手摺	高2.5R長17R 鑄鐵製		1間	25,000	25,000	0.5		12,500		12,500	"	"
計					605,250			284,500				

(移甲第 號)

機械類移轉料算出調書

職 業	家具製造卸賣製材請負	所 氏	有 者	乙	其	第 23 地區	第 66 移轉群	建物第 20 號	昭和	年 月	日調査	
名	形	狀	數	量	解體組立費	運搬費	基礎費	保管費	小	計	新 築 費	重 量
自 動 送 鈹		24吋	1	1臺	1360	900	2836	150	5246	1,000.00	300.00	
手 押 鈹		16吋	1	1	965	600	1802	150	3517	700.00	200.00	
丸 鋸 木 臺		36吋	1	1	1930	1200	5183	300	8613	500.00	150.00	
帶 鋸		32吋	1	1	1140	900	2160	150	4350	600.00	250.00	
角 鑿 穴 機		11吋	1	1	1140	600	1658	150	3548	500.00	200.00	
電 動 機		10馬力	1	1	1000	600	1570	150	3320	800.00	51.00	
グライソダー			1	1	285	220	—	75	580	75.00	10.00	
主 軸		2吋 1 1/2吋	15尺 15尺	21.00	11.10	—	—	1.50	33.60	130.00	120.00	
地下道煉瓦積			1式	—	—	—	184.10	—	184.10	180.00	—	
レ		18封度	5間	1230	600	—	—	—	1830	70.00	60.00	
計				111.50	6730	33619	1275	52774	4,555.00			

項 事 考 參	額償補料給	得所業營	名	決	考 備	補 給	増 減	休 業	一 年	決	住 業
増 減	電話	額差	休業五十額	電話	額差	電話	額差	休業五十額	電話	額差	電話
増 減	電話	額差	休業五十額	電話	額差	電話	額差	休業五十額	電話	額差	電話

償月額額の二倍以内。

(二) 換地に移轉する迄の期間が半年以上の期間ありと認めらるゝ場合は左の例に依る。

イ 營業年數二十年未滿のものに對しては休業損害補償月額額の三倍以内。

ロ 營業年數二十年を超ゆるものに對しては休業損害補償月額額の四倍以内。

ハ 營業年數三十年を超ゆるものに對しては休業損害補償月額額の五倍以内。

七 雜費補償 建物所有者に對しては家賃の六十日分以内建物占有者に對しては家賃の十日分以内。

八 移轉料中區負擔額 前各項に依り計算したる移轉料中特別都市計畫法第六條の規定に依り換地豫定地を指定して移轉を命ずるものと假定して算出したる金額（工法を移築と看做す）を整理施行者に於て負擔し其の他は關係區に於て負擔す、但し移轉を要する建物其の他の工作物が單に一部除却にて足る場合又は同一敷地内にて移動すれば足る場合には前各項の計算に依らず一般の算定方に依り之を計算し凡て關係區の負擔とせり。

九 右の外建物其の他の工作物所在地の換地豫定地が使用し得るに至る迄其の土地の地代は關係區に於て負擔せり。

第四節 直轄移轉工事費並補償金

區劃整理の施行に方り都市計畫法第十二條及耕地整理法第二十七條の規定に依り整理施行者に於て直接に建物其の他の工作物又は木石等に移轉、除却又は破毀したるものあり、此の場合に於ける工事は概ね請負に附したるも簡單なる工作物又は木石其の他の動産等は整理施行者に於て人夫を使用し之を施行したるものあり。

前記の如く直轄工事を施行したる爲之に因り生じたる損害は耕地整理法第二十七條但書の規定に依

り補償すべきものにして其の補償金は特別都市計畫法第六條の補償金算定の例に依り算出したる金額より移轉工事費を控除したるものゝ範圍内に於て交附するものにして此の補償金は補償審査會の決定を要せず整理施行者限決定し左記様式に依り之を通知したり、但し都市計畫法施行令第十一條に依り

は概ね請負に附したるも簡單なる工作物又は木石其の他の動産等は整理施行者に於て人夫を使用し之を施行したるものあり。

前記の如く直轄工事を施行したる爲之に因り生じたる損害は耕地整理法第二十七條但書の規定に依

り補償すべきものにして其の補償金は特別都市計畫法第六條の補償金算定の例に依り算出したる金額より移轉工事費を控除したるものゝ範圍内に於て交附するものにして此の補償金は補償審査會の決定を要せず整理施行者限決定し左記様式に依り之を通知したり、但し都市計畫法施行令第十一條に依り地方長官の許可を受けざる建物其の他の工作物なるときは、假令損害ありたる場合に於ても耕地整理法第二十九條の規定に依り之を補償せざるなり。

(様式)

年 月 日

東京市長

殿

補償金決定ノ件通知

一金也

昭和 年 月 日第 號通知ニ依ル移轉損害補償金頭書ノ通決定候ニ付御承知相成度候也

追テ右補償金ハ來ル 月 日以後支拂可致ニ付別紙請求書ニ記名捺印ノ上東京市復興事業局

第 出張所へ御提出相成度候

(請求書様式省略)

第五節 許可を受けざる建物其の他の移轉料

大正十三年三月二十七日東京都市計畫土地區劃整理施行地區の告示後に於て地方長官の許可を得ずして新築、改築、増築等を爲したる建物其の他の工作物にして移轉を要したるもの尠からず、此の場合に於ける取扱方に關しては大正十四年四月左記の通其の方針を一定し之に基き移轉料の算定をなせ

乙 第三章 損害補償

り、而して該移轉料は移轉義務者に於て其の義務を履行したる場合に限之を交付するものと爲したり
(地區告示後に於ける建物其の他の工作物築造に對する許可の方針及範圍は第八章第三節參照)

一 土地區劃整理施行地區の告示ありたる後監督官廳の許可を得るの手續を爲さず若は不許可の指令ありたるに拘らず新築、改築、増築若は大修繕を爲したる建物其の他の工作物に對し特別都市計畫法第六條の規定に依り移轉を命じたる場合に於ては、移轉に因りて損害を受くるも特別都市計畫法第六條の補償金を交付すべき限にあらず、從つて補償審査會の決定する範圍外に在ること、但し占有者として受くべき損害の補償金即ち造作移轉料、動産移轉料、休業補償金、雜費(但し所有者と占有者と異なる場合に於て占有者に交付するものは特別都市計畫法第六條の補償金として補償審査會に於て決定すべきものとす。

二 前項に依り補償金を交付せざる場合には大體左の標準に依り特に移轉料として整理施行者限之を交付すること(此の場合には工作物所有者より移轉期限、移轉料等に付請書を徴すること)

- (一) 一坪當單價百二十圓超過の爲不許可となりたる場合——一坪當單價百二十圓と看做し算定す。
- (二) 延五十坪超過の爲不許可となりたる場合——五十坪と看做し算定す。
- (三) 幹線若は補助線街路に當る爲不許可となりたる場合——特別都市計畫法第六條の補償金と同様の基準に依り算出したる金額の七割とす。

(四) 移轉計畫促進上前三號に依り難き特別の事情ある場合に於ては事情を斟酌し相當考慮すること。
三 許可申請の手續を爲さざるもの(無届のもの)に對しては建物移轉料、工作物移轉料、雜費(但し所有者と占有者と異なる場合に於て所有者に交付するもの)を交付せざることを。

四 地區告示後新築、増築等を爲したるや否やに付ては現形圖に記載せられたるものにして許可又は不許可のもの以外は地區告示前に新築、増築等を爲したるものと推定すること(地區告示後のものな

ること明瞭なるものは此の限にあらず尙現形圖に記載せざるものにして許可を受けざるものは許可申請の手續を爲さしむる様出張所に於て適當の方法を講ずること。

其の後取扱方針を追加し換地豫定地確定位置以外に當る爲不許可となりたる場合は附近建物に對する多專命令發令前に於て建築に着手し青状酌量すべきものに依り第二項第三號と同一率の範圍内に於け

者と占有者と異なる場合に於て所有者に交付するものを交付せざることを。四 地區告示後新築、増築等を爲したるや否やに付ては現形圖に記載せられたるものにして許可又は不許可のもの以外は地區告示前に新築、増築等を爲したるものと推定すること(地區告示後のものな

ること明瞭なるものは此の限にあらす尙現形圖に記載せざるものにして許可を受けざるものは許可申請の手續を爲さしむる様出張所に於て適當の方法を講ずること。

其の後取扱方針を追加し換地豫定地確定位置以外に當る爲不許可となりたる場合は附近建物に對する移轉命令發令前に於て建築に著手し情狀酌量すべきものに限第二項第三號と同一率の範圍内に於ける移轉料を交付することとせり。

第六節 豫告を受けざる占有者の移轉料

移轉命令の豫告を受けたる占有者が移轉を爲したる後に於て更に他の占有者が建物移轉直前迄占有を繼續し又は移轉命令發令當時占有者なかりし建物を新に占有したるときは特別都市計畫法第六條の規定に依り損害の補償を請求し得ざるも事業の圓滑なる進捗を圖る爲整理施行者に於て特に左記方針に依り算定したる移轉料を交付したり。

記

- 一 建物の移轉完了後復歸したる占有者には一般の原則に依り算出したる動産及造作移轉料、休業補償金並雜費の合計金額の五割以内を交付す。
- 二 建物の移轉完了後復歸せざる占有者には占有者變更したる場合(第二節第八參照)に於ける豫告を受けたる占有者に交付する算定例に依り算出したる金額の五割以内とす。
- 三 移轉促進上前各號に依り難き特別の事情ある場合に於ては事情を考慮し相當斟酌す。

第七節 補償金の決定、決定通知及其の交付

第一 補償金の決定

乙 第三章 損害補償

移轉命令又は之に關する豫告を受けたる建物其の他の工作物の所有者地區告示後東京府知事の許可を受けずして新築、改築、増築等を爲したるものを除く又は占有者に交付する移轉損害補償金は特別都市計畫法第六條第二項に依り補償審査會に於て決定すべきものなるを以て、整理施行者に於て補償金調書第二節第九補償金算定例參照を作成の上同審査會に提出し其の決定を受けたり、然れども右は一地區内全部を取纏め一回に之を決定したるにあらずして適宜之を分割し、尠きは數回多きは數十回に亘りて提案し、其の都度決定せられたるものなり、而して同審査會に於ては大正十三年十二月十三日第六地區第八、第九移轉群に關する補償金の決定を爲したるを最初とし、それより逐次各地區に及び同月中に三回、同十四年に於て三十二回、同十五年に於て四十六回、昭和二年に於て四十五回、同三年に於て三十五回、同四年に於て九回開會第四十五地區外五箇地區に於ける追加及變更に關する決定を最後とし、回を重ねること百七十回に及び、其の間補償金の調査算定の狀況に關し當局の説明を求めたるは勿論、特に必要ありと認めたる時は實地に就き調査する等慎重審議を盡したるものにして其の決定したる補償金の總額は全地區を通じ一億四千六百八十五萬八千六百七十六錢(内、内務大臣施行地區分三千三百六十九萬二千五百九十二圓六十六錢、市長施行地區分一億六百九十六萬六千十圓十錢)に達したり。

右の外補償審査會の決定を要せざる移轉料即ち整理施行者と建物其の他の工作物の所有者又は占有者との協議に依り移轉せしめたる場合の移轉料は契約に依り之を定め、東京府知事の許可を受けざる建物の所有者並移轉命令に關する豫告を受けざる占有者に交付すべき移轉料及耕地整理法第二十七條に依り直轄移轉を爲したる場合の補償金は整理施行者に於て之が決定を爲したり、而して其の總額は全地區を通じ千五十七萬五千三百三十四圓四十五錢(内、内務大臣施行地區分二百九十二萬六千十三圓十二錢、市長施行地區分七百六十四萬九千一百七十七圓三十三錢)なり。

以上補償審査會並整理施行者に於て決定したる補償金其の他移轉料の地區別金額を表示すれば左の如し。

に依り直轄移轉を爲したる場合の補償金は整理施行者に於て之が決定を爲したり、而して其の總額は全地區を通じ千五十七萬五千三百三十四圓四十五錢(内務大臣施行地區分二百九十二萬六千十三圓十二錢市長施行地區分七百六十四萬九千百十七圓三十三錢)なり。

以上補償審査會並整理施行者に於て決定したる補償金其他移轉料の地區別金額を表示すれば左の如し。

地區別補償金及移轉料調

東京市長施行地區

地區名	要移轉棟數	延坪數	一棟當延坪數	補償金額	補償棟金額	坪當補償金額
一	一、七八	三五、六七・四八 ^坪	二〇・七六 ^坪	一、四三二、〇八九 ^円 ・三六	八三三・〇〇 ^円	四〇・二二 ^円
二	一、三三九	二九、六八・二九	二二・二二	一、一六六、七八四・二三	八七・三六	三九・三九
三	八〇	九、〇六四・一一	一一三・三〇	三三六、〇五七・七四	四、一〇〇・七二	三七・〇八
四	三三四	一三、三六〇・〇八	四一・三〇	七六二、四六一・〇八	二三五・三三	五七・九七
五	二、二八一	五、九五・七九	二二・八二	二、〇七、七五・七一	九五・一三	三六・八四
七	一、五二二	四〇、四七九・七三	二六・七七	一、九〇〇、六九二・八九	一、三六・六〇	四九・一八
八	六、〇六二	一一、三三二・八四	二〇・六五	五、九七二、九二・七九	九五・三〇	四七・六九
九	三、九九七	七七、七三四・六二	一九・四五	三、七六〇、八〇〇・六八	九四〇・九一	四八・三六
一一	二、九七一	七四、四八五・四五	二五・〇七	三、九〇五、七三三・一七	一、三三・六四	五二・四四
一五	一、四二二	三四、〇六・一八	二四・二二	一、七五二、四六七・八四	一、二四一・三〇	五二・四九
一八	二、四九一	四一、六〇九・四五	一六・七〇	一、八一、九六七・三〇	七七・四二	四三・五四
一九	二、三三三	四三、九三二・七九	一八・五二	二、〇〇六、三五七・九三	八四五・四九	四三・六六
二〇	二、一八八	七五、六七・九五	三三・五九	三、一八一、四六三・八〇	一、四五四・〇五	四二・〇三

二二	二六〇	四八、一〇三・九九	一八・四三	一、九二、七八・三元	七三・八七	三九・七六
二二	四、五六九	一〇八、六九七・一一	二二・七九	四、六六七、〇八・六一	一、〇二・四六	四二・九四
二二	二、一〇四	四五、七三五・〇四	二〇・七五	一、九四四、一〇四・六〇	八八・〇八	四二・五〇
二四	二、九三	六〇、〇六七・六七	二〇・四九	二、七〇六、五五六・三五	九三・四二	四五・〇六
二五	二、四五二	四九、三二・四八	二〇・二二	一、九六七、七六・一四	八〇・五三	三九・九〇
二六	二、五四一 ∞ 四	四六、一九四・七四 ∞ 七五・九七	一八・一八 ∞ 一七・四二	二、〇八六、八六〇・三三 ∞ 三三、九九七・一五	八二・二八 ∞ 八〇四・八一	四五・一八 四六・〇九
二八	二、一三三	四五、五〇・五二	二〇・三九	二、三〇二、〇三・八九	一、〇三〇・九一	五〇・五六
二九	二、一〇三	三九、九八・六七	一八・四五	一、八三三、九五八・六四	八三・四八	四五・九四
三〇	三、八五	七五、七〇四・九二	一九・六五	三、七八、四二九・四三	九五・五八	四九・一二
三二	七、一九七	一一三、二四五・〇〇	一五・五二	四、七五七、〇〇九・〇七	六五・九一	四二・〇〇
三三	二、六六六	五〇、二八・九五	一八・八〇	二、二二六、九七七・八一	八三九・〇八	四四・六二
三五	三、九三九 ∞ 五	六五、六一・二七 ∞ 五・三二	一六・五四 ∞ 一〇・二六	三、一三二、一九八・八三 ∞ 二〇、〇六一・九六	七九五・一八 ∞ 四二・三九	四八・〇七 四〇・一九
三七	三、九六九	四七、六九九・六九	一二・〇二	一、九七二、二九九・八九	四九六・九三	四二・三五
三八	四、〇九九	六九、七六五・一七	一七・〇二	三、〇五一、八四九・四六	七四四・五四	四三・七四
三九	六、四八五	八〇、一三〇・八六	一二・三五	三、〇七五、六三九・七六	四七四・二七	三八・三八
四〇	六、八四七	九三、九七一・四二	一三・七二	三、九七九、七六六・二〇	五八一・二四	四二・三五
四一	五、五九九	六一、一九〇・五三	一一・三三	二、〇八九、二五・九八	三六六・九七	三四・一四
四二	四、三五〇	五四、三六九・七三	一二・五〇	二、〇一九、五五・九一	四六六・五六	三七・三五

四四

△ 三、四六
△ 一、三三

四三

四、三三
× 三、三四

△ 八、七〇・〇七
△ 六〇六・〇四

四八、八三六・六四
× 二、七六一・五二

△ 一、二・八八
△ 二六・三五

× 一、一八二
× 二、二四三

△ 三、二一、二五・八六
△ 九、九〇一・三九

一、九七九、七四・九三
× 二〇四、一五六・五七

△ 四九〇・二七
△ 四三〇・五〇

四七九・二二
× 九一・四二

△ 三、八・〇四
△ 一六・三四

四〇・五四
× 七三・四〇

一〇	六	六、七三〇	三五六	九、二四・二六 ^坪	二五・六三 ^坪	四三、五八・七六 ^坪	一、一八四・二〇 ^坪	四六・二〇 ^坪
		一四六、三四三・八五		二・七四	七、一二、五五四・九八	一、〇五六・八四	四六・六〇	

一二	一一	一三	一四	一六	一七	三一	三四	三六	四九	五八	六三	六四	六五	合計
一、六〇一	三、〇八九	二、〇三〇	八二二	二、四〇四	四、五〇八	五、三五五	三、三三九	二、四七三	二、八五五	二、六四七	二、六七三	一、二四二	四、二〇四	四二、〇〇四
三〇、七七一・三三	六七、九八三・四二	五五、八七三・七二	三三、三七三・〇四	五二、八八八・〇〇	七四、九五〇・〇一	九一、六三三・三三	四九、二六〇・〇一	四一、二五四・五九	五、三九〇・〇〇	四二、七四三・一九	三一、九八四・八二	一六、五四四・六九	七四、九八〇・一九	
一九・三三	二三・〇一	二七・五二	二七・五五	二三・〇〇	一六・六三	一七・二一	一五・二二	一六・六八	一八・〇〇	一五・七七	二二・三四	一三・三三	一八・六九	
一、八八六、〇五五・六二	三、六二四、三九〇・四三	三、三九二、六九二・八三	九二六、〇六六・一八	二、六九四、〇八七・五四	三、三五四、五八〇・九六	三、八七、七六六・三三	一、九二一、八二〇・四六	一、八五五、五八一・二五	二、二六、五〇七・七五	一、五八二、三七・一四	一、二四六、三〇〇・五	五八六、四五・二六	三六、六八、六五五・六	
一、一七六・〇五	一、一七〇・〇八	一、六七・二六	一、二九・五八	一、二〇・六七	七四・二四	七六・四八	五九五・四八	七四二・二五	七六・三六	五九七・七四	四六六・二六	四七二・二六	八七二・七	
六・二六	五三・一七	六〇・七二	四〇・九五	五〇・九四	四四・七六	四一・八八	三九・一四	四四・四九	四三・一三	三七・九〇	三七・六	三五・四	四六・六	

因に市長施行地区に於ける補償金並移轉料内譯調書及建物、工作物、造作移轉料算定の基準となりたる新築費調を示せば左の如し。

補償金並移轉料内譯調書

移轉建物棟數	同上	延坪數	補償金並移轉料總額
--------	----	-----	-----------

種別	棟数	延坪数	延一坪棟数	新築費	坪当単價	内訳	
						補償審査會に於て決定せる補償金	協議に依る移轉料
建物	一五九、九五	二、七二、六六・三 ^坪	一七・二〇 ^坪	一七九、一九七、〇五四 ^円	六五・四七 ^円	一六二、四七八	二、七九七、〇八三・〇〇 ^坪
建物移轉料	六二、一七、八七四・八六二 ^円	一、一七、一五七、三五三・三七三 ^円	一、〇二、八五九・〇〇	六、二九、四四三・五五 ^円	二四・〇七 ^円		
工作物移轉料	二、八五、四四三・九七一、〇一九、五三・二四	四六、五八・二七	二〇一、八五・〇〇	一三、一七、三五・八五	四・七〇		
造作移轉料	二、三〇、六六〇・八二	三三・五三	一、八五・七三	二、四〇六、二四・八七	〇・八六		
動産移轉料	九、〇五九、八六九・九六	一、五五・七三	一	九、三七六、一八四・九四	三・三五		
休業補償	一三、三五四、四五・三五	七四四・三三	一	一三、八八〇、八六・八四	四・九六		
雜費	八、二〇、三九九・二四	七四・五六	一三、〇三・四七	八、五五、一六一・三八	三・〇七		
合計	一〇六、九三六、〇一〇・一〇四、五九一、三八四・五二八・七六・六六	一、一七、〇四、八三二、七九六、七六・六六	七三、八九・三九二・二四、六二五、二七・四三	四〇・九六			

備考 本表の移轉建物總棟数中には橋臺地々揚に依る二重移轉建物七百十二棟及堤塘敷、路上建物二百七十棟を含む、但し中央諸官衙建物中移轉を留保したる十六棟及東京商科大學校舍三棟は之を含まず。

建物及工作物新築費調

種別	棟数	延坪数	延一坪棟数	新築費	坪当単價
石造平家建	一八	一、一八・八四	八・六二	一三九、〇〇・七七	一〇一・〇四
同 階建	五	七〇・九〇	一三・二六	一四、〇七・三五	二三〇・八〇
同 階建	一	四七・三五	四七・三五	一四、〇八・八〇	二九八・一三

木	種					
造						
建						
物						
	棟	一五、九〇五	延坪數	二、七二、六六・三 ^坪	延坪數	一七、二〇 ^坪
					新築費	一七六、一九、〇四・七 ^円
						坪當單價
						六五・四 ^円

石	造	平	家	建	一	一、一八・八四	八・六二	二、三九、〇七・七七	二〇一・〇四
同			二階	建	一	七〇・九〇	一三・一六	一六四、〇七・三	二、三〇・八〇
同			三階	建	一	四七・五	四七・五	一四、〇八・八〇	二九八・二三
煉瓦	造	平	家	建	一	九、九四・二	一七・九一	一、七五〇、一四七・七七	一七五・二二
同			二階	建	一	五、七八・二	三・六九	一、一五五、五〇・五六	一九六・八六
同			三階	建	一	六四・五	二八・三	一七二、七二・九	二七六・七六
同			四階	建	一	六六・〇〇	六六・〇〇	一八、四四・四二	二七九・四八
鐵骨	造	平	家	建	一	二一、五九・七〇	四三・六	九三、六四・三五	八〇・五
同			二階	建	一	三、九五・三	八・七八	四六八、三八・八四	一九・三三
コンクリート	造	平	家	建	一	七・五〇	七・五〇	一、七七・三	二、三六・二三
鐵筋コンクリート	造	平	家	建	一	九八・三	一六・六三	二七〇、九〇・元	二、七六・一〇
同			二階	建	一	一、六〇・二五	三七・四五	三三八、六五・四七	二、二〇・三〇
同			三階	建	一	三、三六・五三	一五・〇五	七六五、七四・一四	二、三九・四九
同			四階	建	一	一、六九・四三	四三・八六	四五五、五三・六五	二、六九・五
同			五階	建	一	二、〇九・五八	二、〇九・五八	一七三、五八・一四	八三・〇〇
同			七階	建	一	一、三三・六八	一、三三・六八	七三九、〇四・〇〇	五、五〇・〇〇
木骨	石	造	二階	建	一	一一・〇〇	一一・〇〇	四、一七九・六〇	三、四八・三〇
木骨	煉瓦	造	平	家	建	一	三七・〇七	三、八八・二	一、〇三・〇〇
木骨	コンクリート	造	二階	建	一	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一、九五・〇〇	一、九五・三〇

乙 第三章 損害補償

木骨鐵筋コンクリート造	三階建	一	一	二二・二二	一三・二二	七、一六三・六四	三、四〇〇
木造及煉瓦造	二階建	一	一	二八五・二四	二八五・二四	七、七八〇・八六	二、五五・二六
同	三階建	一	一	八八・七七	八八・七七	三、三三二・八一	一、三八・九二
鐵骨木造	平家建	三	三	五九・二六	四九・二一	三、二四・八七	六、四・八七
同	二階建	九	九	四八・二三	五四・二四	三、九二・三三	七、五・六四
鐵骨煉瓦造	平家建	一	一	五・〇〇	五・〇〇	五、九二・〇〇	一、一九・〇〇
同	三階建	一	一	二二〇・〇〇	二二〇・〇〇	五、一〇〇・〇〇	一、四三・三三
鐵筋コンクリート、煉瓦及木造	四階建	一	一	四八・五六	四八・五六	八、七、九三・六八	一、九一・七四
土藏造	平家建	四	四	二四・一三	六・〇三	一〇、五三・九一	四、六・二三
同	二階建	六	六	九五・二九	一一・〇七	二、八五、九三・三九	三、〇〇・二三
同	三階建	九	九	三六・四三	一〇・三四	三、七、二八・三三	三、五五・二六
工	作	一	一	一	一	四三、四七〇、五四・八一	一、五・六九
計	物	一六、四一	一六、四一	二、七、〇、九、〇・八	一、七、一、六	二、三、〇、〇、七、六、五、一、四〇	八、三、〇、五

備考

- 一 建物新築費中には造作新築費を含む。
- 二 工作物の坪當單價は其の新築費を建物總延坪數にて除したるものなり。
- 三 營繕管財局に於て移轉を實施したる中央諸官衙建物四十五棟、移轉を留保したる同官衙建物十六棟及東京商科大學校舎三棟計六十四棟の新築費は之を含まず。

第二 補償金の決定通知及其の交付

補償審査會に於て補償金を決定したるときは其の旨同會長より整理施行者に通知せらるゝに依り、

整理施行者に於ては補償金決定通知書第一號様式を作成し之を送達せり、而して市長施行地區に於ける之が決定通知は大正十四年六月第四地區第一移轉群より開始し、爾來補償金の決定ありたる都度之が通知を爲して逐次各地區に及び、昭和四年十二月第五十七地區第百十四移轉群に於ける變更通知を

第二 補償金の決定通知及其の交付

補償審査會に於て補償金を決定したるときは其の旨同會長より整理施行者に通知せらるゝに依り、

整理施行者に於ては補償金決定通知書第一號様式を作成し之を送達せり、而して市長施行地區に於ける之が決定通知は大正十四年六月第四地區第一移轉群より開始し、爾來補償金の決定ありたる都度之が通知を爲して逐次各地區に及び、昭和四年十二月第五十七地區第百十四移轉群に於ける變更通知を以て最終とせり。

前記通知書中現住所不明の爲持歸り又は返送せられたるもの多數ありしが是等に對しては極力其の現住所を調査したる上之を送達したるも全く所在判明せざりしものは本市公報に掲載して公示送達を爲したり、其の地區別人員、補償金額等左の如し。

損害補償金公示送達調

地區	人員	金額	公告年月日	地區	人員	金額	公告年月日
一	八	二七・五 ^甲	昭和 三、一〇、三	一九	一三	二七・四 ^甲	昭和 四、四、三
二	三	六〇・〇六	同	二〇	二三	一、一九・〇	同
五	二	八七・七	同	二二	二〇	六五八・〇五	同
七	〇	二七・五	同	二二	六	三、〇七・八三	同
八	一七	五五・七	同	二三	三	一、〇三・七四	同
九	三	二六・三	同	二四	三	一、四三・六四	同
一一	二六	一、〇三・七	同	二五	一五	三〇八・五	同
一一	二六	一、五九・七〇	同	二五	一五	三〇八・五	同
一五	三	一、六二・七	同	二六	七	七五・三	同
一八	三	三九・四	同	二八	三	九四・三	同
						一、〇四・八	同
						三、八・五	
						三、三・四	

乙 第三章 損害補償

五五五

特別都市計畫法第六條の補償金の支拂方に關しては大正十三年十二月制定せる建物其の他の工作物移轉事務取扱心得中に之が取扱方を一定せるものあり、其の要領左の如し。

- 一 補償金決定したるときは直に之を通知すべし(第一號様式)此の場合には補償金交付の時期を明示するものとす。
- 二 補償金交付時期及金額は移轉前二分の一、移轉完了後二分の一とす。
- 三 二分の一前金拂を受けたる後其の義務を履行せず行政執行法又は耕地整理法第二十七條の適用を爲す場合又は建物其の他の工作物滅失したる場合を生じたるときは之を返還せしむること。
次で大正十四年八月に至り特別都市計畫法第六條及耕地整理法第二十七條に依る補償金其の他區劃整理に因る各種の移轉料は市會計規程施行細則第十九條甲種支拂の方法に依り區役所に於て之が支拂事務を擔當せしむることに決定し市長より其の旨關係區長に通知すると共に區劃整理局長に於て各出張所長に對し別に定めたる手續に依り是等の補償金並移轉料の支拂事務を處理すべき旨通知せり、手續の要綱左の如し。
 - 一 補償金又は移轉料は市會計規程施行細則第十九條甲種支拂の方法に依るを以て區劃整理局は區役所に相當の豫算令達の手續を爲すこと。
 - 二 補償金又は移轉料の請求書は所轄區劃整理局出張所に提出せしむること、但し請求書提出の時期は適當の時期に於て當該出張所より通知すること。
 - 三 區劃整理局出張所に於て請求書を受理したるときは相當調査を遂げ支拂に差支なきを認めたときは請求書に所長、掛長、調査主任印を押捺し且傳票を調製添附し物件所在地を管轄する區役所に送付すること但し請求書に押捺すべき所長、移轉掛長、調査主任印は之と對照の爲豫め其の印影を區役所に送付し置くこと。
 - 四 區役所に於て前項の書類を受理したるときは請求書に押捺の區劃整理局出張所長以下の認印を照

査の上支拂計畫を樹て現金交付の日時は之を本人に通知すること。

五 現金受領の爲本人又は代理人區役所に出頭したるときは本人の印鑑相違なきを認めたる上支拂を爲すこと。

六 支拂を了したるときは支拂濟通知票に日附印を押捺し翌日の交換便にて區劃整理局出張所に送付し出張所は之を區劃整理局に提出すること。

尙國市負擔關係並支拂手續に關し大正十四年十月特別都市計畫法第六條に依る補償金又は移轉料支拂手續を定められたり、其の要綱左の如し。

一 幹線街路及運河の爲にする建物其の他の工作物の移轉に關する補償金又は移轉料は國の擔負とす。
二 補助線街路及小公園の爲にする建物其の他の工作物の移轉に關する補償金又は移轉料は市の負擔とす。

三 市の施行する地區に於ける國の負擔すべき補償金又は移轉料は市の通知に依り復興局に於て直接債主に支拂ふものとす。

四 國の施行する地區に於ける市の負擔すべき補償金又は移轉料は復興局の通知に依り市に於て直接債主に支拂ふものとす。

五 耕地整理法第二十七條に依り移轉、除却又は破毀を爲す費用、同條但書の規定に依る補償金、代執行費用、補償金に關する訴訟費用及補償金に關する裁判に依り支拂を命ぜられたる額、耕地整理法の規定に依り供託を爲す額は整理施行者之を支出し後年適當の時期に於て費用負擔者と清算を爲すものとす。

六 國市負擔の區分は補償審査會附議前に復興局と協定を遂ぐるものとす。

七 市の施行地區内に於ける國負擔の部分は現形圖に著色して區分を明瞭にし二通を復興局に送付し協定するものとす。

市負擔の部分に關し復興局より圖面を以て協定ありたるときは速に其の旨回答するものとす。

法の規定に依り供託を爲す額は整理施行者之を支出し後年適當の時期に於て費用負擔者と清算を爲すものとす。

六 國市負擔の區分は補償審査會附議前に復興局と協定を遂ぐるものとす。

七 市の施行地區内に於ける國負擔の部分は現形圖に着色して區分を明瞭にし二通を復興局に送付し協定するものとす。

市負擔の部分に關し復興局より圖面を以て協定ありたるときは速に其の旨回答するものとす。

八 國の負擔に屬する移轉義務者に對する補償金の決定通知書には注意書に其の旨を記載し且復興局制定の請求書用紙を添付するものとす。

九 補償金又は移轉料の請求書にして市の負擔に屬すべきものは第二號様式に依り國負擔に屬すべきものは復興局制定の様式に依り提出せしむるものとす、但し請求書提出の時期は第三號様式に依り適當の時期に於て通知するものとす。

十 請求書を受理したる場合に於て供託を要するものゝ外支拂を爲すも支障なしと認めたるときは國の負擔に屬するものに在りては復興局所定の仕譯書調製添付し同局出張所に送付し、市の負擔に屬するものに在りては請求書中所定の箇所に出張所長、移轉掛長、調査主任印を押捺し且傳票第四號様式を調製添付し物件所在地に管轄する區役所に送付するものとす。

十一 市の制定に係る請求書用紙、同附屬調書及傳票用紙は豫め復興局出張所に送付し置くものとす。
十二 復興局出張所長より市負擔に屬する請求書及傳票の送付を受けたるときは請求書中所定の箇所に出張所長、移轉掛長、調査主任印を押捺し速に物件を管理する區役所に送付するものとす。

十三 整理施行地區市外なるときは便宜最寄の區役所に協議を遂げ支拂を爲すものとす。

十四 區役所より支拂濟の通知を受けたるときは速に關係簿書の整理を了し傳票は一週間分を取纏め出張所より本局に提出するものとす。

市復 發第 號
年 月 日 東京市長
殿

建物番號第 號

補償金決定ノ件通知

一金

年月日移甲第 號(同日移乙第 號)移轉命令ニ因ル損害補償金ハ前記ノ通補償審
査會ニ於テ決定相成候ニ付御承知相成度候也

◎ 補償金受領ニ關スル注意

- 一、補償金ノ約半額ハ請求ニ因リ移轉又ハ工事著手ノ際前金拂ヲナシ其ノ殘額ハ移轉又ハ工事完了後ニ支拂フヘキコト
- 一、先取特權、質權又ハ抵當權ノ目的タル建物ノ補償金ハ供託スヘキ規定ナルモ關係人ノ同意アレハ支拂フコトヲ得ルニ付此場合ニハ請求書ニ關係人ノ同意書ヲ添ヘ提出スルコト
- 一、補償金ヲ請求セムトスルトキハ別紙請求書用紙ニ記名捺印ノ上提出ノコト

コトヲ得ルニ付此場合ニハ請求書ニ關係人ノ同意書ヲ添ヘ提出スルコト
 一、補償金ヲ請求セムトスルトキハ別紙請求書用紙ニ記名捺印ノ上提出ノコト

第二號様式

復興事業局	區長殿	本請求ノ金額支拂方御取計相成度候
出張所	所長	
課長	移轉	
主任	調査	

第 地區第 移轉群建物第 號

甲種	支第	號
本書金額支出スヘシ	區長	調査
區收	豫算	照合
昭和	年度	
經濟	市臨時部	
款	繼續街路修築並土地整理費本年度支出額	
項	工事費	
附記		
金額	円	

年 月 日現在供託ノ原因ナシ

一金 請求書() 年 月 日補償審査會決定)

但シ 年月 日移 第 號通知移轉損害補償金

金 圓 錢ノ内 町 番地

建物所在地 區 町 番地

右 請求 候 也 日移轉 完了 著手

東京市 區 町 番地

區長 殿

乙 第三章 損害補償

(補償金請求書用紙)
 五六一

乙 第三章 損害補償

第 回	補償金額	円	
		第一回	第二回
内 譯			
建物第 號	円	円	
建物第 號			
建物第 號			
建物第 號			

支拂濟通知票裏面

證 收 領		金額	移轉群	地區
東京市	區長殿	標記移轉命令損害補償金正ニ領收候也	年 月 日	番命移轉 號令轉
		十萬	名 氏	
		萬		
		千		
		百		
		十		
		円		
		錢		
印附日濟拂支		渡		
		印收領		

票 知

復興事業局長殿

區長

市長施行地區に於ける特別都市計畫法第六條及耕地整理法第二十七條に依る補償金其の他の移轉料總額は一億千四百六十一萬五千二百二十七圓四十三錢にして大正十四年七月第四地區内第一移轉群より之が支拂を開始し逐次各地區に及び昭和六年三月末日迄に支拂を爲したる金額一億千四百四十九萬二千七百四十八圓十六錢、内國負擔額三千三百十萬九千五百四圓十七錢、市負擔額八千百三十八萬三千二百四十三圓九十九錢なり。

區劃整理施行地に存する建物其の他の工作物が先取特權、質權又は抵當權の目的たる場合に於て其の物件に付特別都市計畫法第六條及耕地整理法第二十七條に依る補償金の支拂を要する場合に於て該權利者の支拂同意なきときは耕地整理法第二十五條に依り其の金額を供託すべきものなるを以て是等權利設定の有無を豫め所轄登記所に就き調査し置き、支拂請求書提出ありたるときは支拂同意の有無を調査することゝ爲したるも右登記所調査後抵當權等の設定又は消滅なきにあらざるを以て過誤なきを期する爲支拂請求書提出ありたるときは時々取纏め登記所に赴き前記權利の存否を調査し權利存在するものに在りては支拂同意書を添付せしめ權利存せざるものに在りては直に其の支拂を爲したり、而して支拂同意を得ざるもの及前記物件が訴訟の目的たる爲訴訟當時者より請求ありたるに依り供託したるものあり。

前記耕地整理法第二十五條該當以外の事由に依り供託を爲したるもの數種あり即ち左の如し。

一 補償金又は移轉料受領權利者に對する債權者の申請に依り假差押命令ありたる後更に他の債權者の申請に依り差押命令ありたるに因り民事訴訟法第六百二十一條に該當するものとして供託したるもの。

二 建物に對する所有權の二重登記あり又は未登記建物に付其の所有權を争ふものありて眞の所有者を確知し得ざる爲民法第四百九十四條に依り供託したるもの。

三 全く所有者不明なる爲耕地整理法第二十七條に依り整理施行者直轄移轉を爲したる場合に於ける同條の補償金を民法第四百九十四條に依り供託したるもの。

市長施行地區内の補償金及移轉料にして市に於て供託したるもの左の如し。

たるもの。
 二 建物に對する所有權の二重登記あり又は未登記建物に付其の所有權を争ふものありて眞の所有者を確知し得ざる爲民法第四百九十四條に依り供託したるもの。

三 全く所有者不明なる爲耕地整理法第二十七條に依り整理施行者直轄移轉を爲したる場合に於ける同條の補償金を民法第四百九十四條に依り供託したるもの。
 市長施行地區内の補償金及移轉料にして市に於て供託したるもの左の如し。

供託事由	件數	金額
建物の抵當權の設定ありて權利者の同意なきに付耕地整理法第二十五條第一項に依り供託せるもの	三二	二六、二九三・三六 ^円
建物が訴訟の目的たる爲訴訟當事者より要求あり耕地整理法第二十五條第二項に依り供託せるもの	一一	七、八一五・〇一
補償金に對し假差押ありたる後差押ありし爲民事訴訟法第六百二十一條第一項に依り供託せるもの	二	三、二六五・四三
所有權の二重登記あり又は所有權を争ふものありては正當債主を確認し難きに付民法第四百九十四條に依り供託せるもの	四	一、七七八・一七
合計	四九	三九、一五一・九七

第四章 移轉實施

第一節 概 說

區劃整理の施行に依り建物其の他の工作物の所有者又は占有者に對し移轉を命じ又は之に關する豫
 乙 第四章 移轉實施
 五六五

告を爲し若は移轉契約を締結したるときは、之が移轉期限に至り其の移轉實施の狀況を監視し豫定計畫の遂行を期する爲、特に係員を設け指導、督勵等に深甚なる努力を爲したる外、尙移轉工事著手に先立ち豫め各種の手配を講じたり、即ち移轉を要すべき建物が警察取締上に關するもの、專賣品の賣捌所、強制競賣又は競賣法に依る競賣の開始ありたるもの其他假處分命令の執行に依り執達吏の保管に屬するもの等其の移轉に付特に主務官廳の許可又は其の他の處分を必要とするものにして、移轉實施上取締の緩和、許可の迅速又は移轉の承認等を必要とするものあるを以て警視總監其他關係官署の諒解を求めたり尙移轉義務者に於て移轉工事施行上必要限度の道路占用に付き其の占用料の免除を爲すこととせり。

又建物其他の工作物の所有者及占有者に對しては移轉に關する心得の普及竝之が機運の誘致に資する爲、移轉命令及之に關する通知書と共に移轉心得書を配布したる外、各所に協議會を開催し移轉に關する講演又は質疑應答を爲し、或は活動寫眞を利用して工事の要領を宣傳したる等秩序ある統制の下に圓滿なる移轉工事の進捗を圖りたり、然れども往々換地豫定地又は損害補償金決定額に對し不服あるに因り、又借地權に關し土地所有者と係争中なるに因り其他種々なる事情に基因して移轉義務を果さざる者に對しては戒告書を發し尙之を履行せざる者は整理施行者に於て代執行を爲したり。

而して移轉實施の概要を見るに市長施行地區に於ては大正十四年七月第四地區内第一、第二移轉群に於ける建物十二棟の移轉を最初としそれより逐次各地區に及び、昭和五年七月第五十七地區内第一百十一移轉群に於ける建物八棟の移轉を最後とし、要移轉建物十六萬五千五百十五棟中十九棟（中央諸官衙十棟東京商科大學校）を除き十六萬四千四百九十六棟及其他的の工作物の移轉を完了したり、右建物中移轉命令に依りたるもの十五萬八千三百五十九棟代執行を爲したるものを含む協議に依りたるもの二千九百三十四棟、直轄工事に依りたるもの二百三棟なり。

又内務大臣施行地區に於ては大正十三年十二月第六地區内に於ける建物五棟の移轉を最初としそれより逐次各地區に及び、昭和五年七月第三十一地區内に於ける建物三棟の移轉を最後とし、要移轉建物四萬二千四棟及其他的の工作物の移轉を完了したり、右建物中移轉命令に依りたるもの四萬九百九

大學校)を除き十六萬千四百九十六棟及其他の工作物の移轉を完了したり、右建物中移轉命令に依り(舎三棟)たるもの十五萬八千三百五十九棟代執行を爲したるものを含む協議に依りたるもの二千九百三十四棟、直轄工事に依りたるもの二百三棟なり。

又内務大臣施行地區に於ては大正十三年十二月第六地區内に於ける建物五棟の移轉を最初としそれより逐次各地區に及び、昭和五年七月第三十一地區内に於ける建物三棟の移轉を最後とし、要移轉建物四萬二千四棟及其他の工作物の移轉を完了したり、右建物中移轉命令に依りたるもの四萬九百九十五棟(代執行を爲したるものを含む)協議其の他に依りたるもの千九棟なり。

第二節 移轉實施上の手配

第一項 官公署との連絡

區劃整理の施行に依り移轉すべき建物が警察其の他の取締に依り官公署の許可、認可又は承認を要するもの尠からざるを以て、之等に對しては豫め關係官公署と連絡協調に努めたり。

警察取締上の緩和 移轉を要する建物中興行場、製造所、浴場、宿屋、病院等警察上の取締を受くべきものに對し、移轉工事の實施に當り取締規則を嚴格に適用せらるゝときは、區劃整理施行上困難を來すことなきを保し難きに依り、豫め警視總監に對し區劃整理に依る建物移轉は換地の上に移轉するものにして、大體現在地に存續すると同様の意味を有するものに付、特に差し措き難き重大なる支障なき限り可及的右取締上に斟酌を加へられ度、若し又各取締規則にして事情に應じ斟酌し得る規定なきものに付ては此の際相當の緩和的規定を設けられ度、尙建物移轉に伴ひ一般道路交通に些少の障害を生ずることあるべきも、右は將來交通上至大の便宜を生ずべき事業の遂行上已むを得ざる一時的障害なるを以て此の點に付ても可然便宜に取計はれたき旨協議し、併せて參考資料として現形圖、計畫圖及移轉命令摘要を建物移轉を爲す地區に付其の時々送付することゝ爲したり、而して地區内に於ける具體的問題に付ては常に所轄警察署と密接なる連絡を保ち(重大なる事項に付ては尙警視廳とも打合すること)事業の圓滿なる遂行を計り、萬遺憾なきを期したり。

印紙、郵便切手類並專賣品賣捌所の移轉 之等の賣捌所に使用する建物の移轉を要するとき

は、各其の賣捌規則に依り賣捌人は豫め營業所位置變更に關し所轄官署の許可を受くることを要し従つて之が詮議の如何は全體の建物移轉計畫上至大の關係を有するを以て、該賣捌人に於て營業所位置變更の出願ありたる場合は特に至急許可せられたき旨を協議し、殊に煙草、鹽賣捌所の移轉に付ては其の許可の迅速を圖る爲之に對し移轉命令並同通知書を發したるときは、直に其の住所氏名及建物所在地、工期等を東京地方專賣局に通知し、同時に賣捌人に對し遲滞なく其の營業所の位置變更許可申請書(申請書には本人の移轉豫定期を記入せしむ)に區劃整理に因る移轉なる旨の證明を得て同局に提出すべき様通知したり。

強制處分中の建物の移轉

移轉を命ぜられたる建物其の他の工作物にして、強制競賣又は競賣法に依る競賣の開始ありたるもの竝假處分命令の執行に依り執達吏の保管に屬するもの等多數あり、移轉義務者に於て是等の建物を移轉せむとするときは執行裁判所又は執達吏の承認を受けざるべからず、然るに義務者の不注意に依り前記の手續を経ずして移轉を爲し或は容易に其の承認を得ざることあるべく、又整理施行者に於て代執行を爲す場合に於ても裁判所又は執達吏との連絡を要する所あるを以て是等の關係を顧慮し復興局長官に於て東京地方裁判所長に交渉したる處裁判所並執達吏の取扱方を定めたる旨通知ありしを以て之に基き整理施行者の取扱要綱を左の通決定したり。

甲 取扱要綱

- 一 執行裁判所又は執達吏より通知ありたる建物其の他の工作物に對し移轉命令を發したるときは、其の旨直に執行裁判所又は執達吏に通知すること。
- 二 右建物其の他の工作物に對する移轉損害補償金は裁判所又は執達吏が移轉の承認を爲したる後にあらざれば之れが支拂を爲さざること。
- 三 右建物其の他の工作物が移轉期限を過ぐるも移轉せざるときは、行政執行法に依り強制處分を爲すを妨げざること。

四 之等の建物其の他の工作物の移轉に關しては常に裁判所及執達吏と密接なる連絡を保ち諸事協議を爲すこと。

乙 東京地方裁判所長通知の要旨

にあらざれば之れが支拂を爲さざる事。
三 右建物其の他の工作物が移轉期限を過ぐるも移轉せざるときは、行政執行法に依り強制處分を爲すを妨げざること。

四 之等の建物其の他の工作物の移轉に關しては常に裁判所及執達吏と密接なる連絡を保ち諸事協議を爲すこと。

乙 東京地方裁判所長通知の要旨

一 移轉命令の目的物に對し、強制競賣又は競賣法に依る競賣の開始ある場合。

(一) 執行裁判所は此の際區劃整理地區内の不動産に付競賣進行中のものを調査し、其の旨所轄出張所に通知し、今後競賣の開始ありたるものは順次通知すること。

(二) 競賣中の不動産の移轉に著手せむとするときは、所有者をして移轉の準備整ひ移轉先空地となること、同一性を損ぜざる様の移轉なること及工事引受人定まること等を明かにし、移轉行為著手の承諾を求めしめ、裁判所之を調査し之が承認の手續を爲すこと。

(三) 右承諾を爲したるときは裁判所は其の旨を復興局出張所に通知すること。

二 移轉命令の目的物が假處分命令の執行に依り、執達吏の保管に屬する場合。

(一) 區劃整理地區内に在る不動産に對し假處分命令の執行に依り、執達吏の保管に係るものあるときは執達吏は復興局出張所に對し其の旨通知を爲すこと。

(二) 右の場合に於て執達吏は當事者に對し、移轉命令發せられたるときは執達吏に届出づること、單獨に移轉すべからざること、取毀の儘に爲すことを得ざることを通知すること。

(三) 移轉に著手の際は所有者は執達吏に移轉準備整ひたること、移轉先空地なること、同一性を損ぜざる移轉なること及工事引受人の定まれることの申出を爲し移轉の承認を受けしむること。

(四) 執達吏は右移轉の申出を相當とするときは之を承認し其の旨復興局出張所に通知すること。

道路占用料の免除

建物其の他の工作物の所有者が移轉工事施行に當り、板圍、足場若は建築

材料置場用として道路を占用する場合極めて多し、此の場合通常道路占用料を徴收せらるゝ例なるも區劃整理の移轉に因る道路占用に對しては特に道路管理者と協議の結果當局指定の工事期間内の占用

にして復興局又は區劃整理局各出張所長の證明あるときは其の占用料を免除することゝ爲したり。

第二項 指導、督勵

建物其の他の工作物の所有者並占有者に對し、移轉實施に關する手續其の他心得と爲るべき事項を知得せしむる爲、之等移轉に關する届出、休業損害補償に關する申告、補償金請求方法及移轉命令物件が先取特權、質權又は抵當權の目的物たる場合に於ける補償金請求方法等一般的心得を記載したる印刷物を移轉命令又は之に關する通知と共に送付したり。

然るに移轉實施に因り所有者又は占有者に及ぼす利害關係に關し、土地區劃整理委員會に於て種々質疑を發し之に對し一々説明を加へたるのみならず、又個人に於ても口頭若は書面を以て種々質問を爲したる者ありしが、之等に對しては直接に口頭又は書面を以て一々説明を與へ其の諒解に努めたり今其の一例を擧ぐれば京橋區中橋泉町居住者より左記十二項に亘る質疑を受け之に對し回答を爲したるもの左の如し。

問一 借家人はバラック移轉の場合に其のバラックと共に移轉することを得るや。

答 借家人はバラック移轉と共に移轉することを得。

問二 家主が家屋を取毀ちて換地の上に再築せる場合に就き借家人は再築せる家屋に居住することを
得るや。

答 再築せる建物が従前の建物と同一性を失はざる限り借家人は之に居住し得べく其の場合に於ては借地借家臨時處理法第三條に依り先借權を有するものとす。

問三 移轉期間中居住人(借家人)に對し如何なる處置を取らるゝや。

答 移轉期間中借家人は他に假轉居するを要す(其の費用は補償せらるるも希望に依り特に當局の移動
バラック(住宅及倉庫)の貸付を受くるを得る場合あるべし。

問四 建物の移轉中當然營業を休止せざるべからず、其の場合に於ける損害は補償せらるゝや。

答 營業の休止に關する損害は補償す。

問五 借家人の移轉料は何程なるや。

問三 移轉期間中居住人借家人に對し如何なる處置を取らるゝや。
答 移轉期間中借家人は他に假轉居するを要す(其の費用は補償せらるるも希望に依り特に當局の移動バラツク(住宅及倉庫)の貸付を受くるを得る場合あるべし。

問四 建物の移轉中當然營業を休止せざるべからず、其の場合に於ける損害は補償せらるゝや。
答 營業の休止に關する損害は補償す。

問五 借家人の移轉料は何程なるや。

答 借家人は左の各項の補償金を受くることを得、其の具體的金額は建物の工事、營業の狀況、動産の種類及多寡等に依り一定せず。

造作 移轉料

動産 移轉料

休業損害補償金

雜費

問六 家主が家屋移轉の爲之を取毀ちて更に建築せざるときは借家人は止むなく他に移轉せざるべからざることゝ爲り従つて營業權をも失ふことゝなるべし此の場合其の損害を充分補償せらるゝや。

答 移轉命令は通常換地豫定地に家屋を移轉するの義務を包含するものにして借家人は其の居住を失ふが如きことなく従つて營業權補償の問題を生ずるが如きことなし。

問七 家主が換地の上に改築するを機會とし家賃の値上げを爲す場合に如何なる處置を取らるゝや。

答 家賃の不當なる値上げに對しては借地借家臨時處理法第二條に依り處分を受くることを得。

問八 家主が移轉を機會として借家人に對し立退を迫る場合は如何なる處置を取らるゝや。

答 區劃整理の施行は家主借家人間の既存の法律關係に對し變更を加ふるものに非ざるを以て法律關係は現狀の儘とし換地豫定地に建物の移轉を命ずるものなるを以て質疑の如き場合を豫想せず。

問九 區劃整理の爲地積を挾められ夫れを機會に家主より立退を餘儀なくせらるゝ場合借家人に對し營業權其の他の損害は補償せらるゝや。

答 區劃整理は前項に説明したる如く家主借家人間關係を現状の儘として施行するものなるを以て整理施行者に於て借家人に對し營業權の補償を爲すが如き場合を生ぜざるべし。

問十 店舗に飾窓其の他の設備を爲せる者が家屋移轉の場合之を取毀さざるべからざるときは其の損害の補償を得べきや。

答 建物所有者の所有に屬せざる店舗の飾窓其の他の所謂造作の移轉に付ては建物の移轉工法に應じ其の損害を補償す。

問十一 借家人の設備したる水道、下水溝、瓦斯、電燈等の附換は如何せらるゝや。

答 借家人の設備に係る水道、瓦斯、電燈の附換は整理施行者に於て設備するものとす、下水溝に付ては補償金を交付し其の所有者をして處理せしむるも場合に依りては整理施行者に於て處理することあり。

問十二 借家人が移轉に依り受くる損害の補償金に付異議ある者は如何すべきや。

答 補償金額の決定に對して不服あるものは通常裁判所に出訴することを得。

尙移轉實施の初期に在りては一般に移轉工事の經驗乏しき爲、之が工事著手に躊躇するもの又は其の工事に意外の日子を要するもの等あるを以て、移轉工事に關する知識の普及と移轉機運の誘致に資せむが爲、各出張所管内數箇所に移轉工事實況の活動寫眞會を開催し實施上の參考に供せしめたる外一町内又は一、二移轉群關係者をして協議會を開催せしめ或は區劃整理委員會の席上に於て當局者より移轉に關する諸般の説明をなしたる等極力之が理解に努むると共に一面移轉實施の頗る困難なるべきを豫想し、各地毎に指導、督勵員を置き移轉促進に關する一切の衝に當らしめたり、而して其の係員は工期到來前現場に臨み建物其の他の工作物と移轉命令並同通知摘要及移轉計畫圖とを對照し其の所有者及占有者に異動を生ぜしや否やを確め、且地上、地下に支障物件なく移轉可能と認めたるとき

は移轉期日迄に必ず移轉を實施すべきことを促し、同時に(一)工事著手届を所轄出張所に提出すること、(二)換地豫定地の地境を表示する杭打竝屋内設備の電燈、電話、水道、瓦斯の移設工事を求むる豫定期日を申告すること、(三)移轉工事完了したるときは其の完了届を提出し當局の検査を受くること、(四)建

きを豫想し、各地毎に指導、督勵員を置き移轉促進に關する一切の衝に當らしめたり、而して其の係員は工期到來前現場に臨み建物其の他の工作物と移轉命令並同通知摘要及移轉計畫圖とを對照し其の所有者及占有者に異動を生ぜしや否やを確め、且地上、地下に支障物件なく移轉可能と認めたるとき導したり。

第三節 移轉實施手續

は移轉期日迄に必ず移轉を實施すべきことを促し、同時に(一)工事著手届を所轄出張所に提出すること、(二)換地豫定地の地境を表示する杭打竝屋内設備の電燈、電話、水道、瓦斯の移設工事を求むる豫定期日を申告すること、(三)移轉工事完了したるときは其の完了届を提出し當局の検査を受くること、(四)建物占有者にして移轉工事中一時他に移轉する者は其の移轉先を記載したる移轉届を提出する様夫々指導したり。

第一 移轉工事著手するとき

建物其の他の工作物の所有者に於て移轉を爲さむとするときは工事著手前に工事著手届(第一號様式)を、建物占有者にして移轉せむとするときは移轉届(第二號様式)を所轄出張所に提出せしめ、若し建物占有者にして臨時收容家屋の使用を希望したるときは之を貸與したり。

而して各出張所に於て前記届書を受けたるときは、換地豫定地の地境杭打竝電燈、電話、水道、瓦斯等の移設工事に關する手配等を爲し且工事著手又は移轉豫定日には係員出張して其の實施を認めたるときは各届書に著手及移轉の事實及其の年月日を記入することとし、尙占有者が移轉工事終了後復歸するや否や又轉居後移轉工事著手迄の間に於て所謂第二占有者を生ずる虞なきや否やを調査し之を移轉届書に附記し以て補償金交付の資料に供したり。

第一號様式

工事著手届 第 地區第 移轉群、建物番號

一、物件の所在

一、物件の表示

右特別都市計畫法第六條ノ規定ニ依ル移轉命令ニ因リ 年月 日移轉工事ニ著手可致候間此段及御届候也

年 月 日

所有者 氏 名

東京市復興事業局第何出張所長殿

第二號様式

移 轉 届 第 地區第 移轉群、建物番號

第二號様式

移 轉 届 第 地 區 第 移 轉 群、建 物 番 號

一、物件ノ所在

一、建物所有者

一、占有者(借家人)

右特別都市計畫法第六條ノ規定ニ依ル移轉命令通知ニ因リ 年 月 日移轉可致候間此段及御届候也

年 月 日

移 轉 先 區 町 丁目 番 地
氏 名 何 某

東京市復興事業局第何出張所長殿

第二 移轉完了のとき

建物其の他の工作物を現在地より撤去し換地豫定地内に移轉完了したるときは移轉義務者より工事完了届(第三號様式)を提出せしめ、之に依り係員出張調査の上其の事實を認めたるときは其の旨前記届

乙 第四章 移轉實施

乙 第四章 移轉實施

書に記入し補償金交付の資料と爲したり。

右の外例外として左の場合に於ては關係人の願出に依り之を移轉完了と認定したり。

一 建物其の他の工作物を現在地より撤去し換地に移轉せざる旨の請書を添へ移轉完了認定方を願出たるとき。

二 移轉を命ぜられたる物件の所有者と、其の所在地を換地豫定地として指定せられたる者との間に右物件を其の儘存置するも支障なき旨の協議調ひ之を證する書面を添付し受命者より願出たるとき、

第三號様式

工事完了届

第 地區第 移轉群、建物番號

一、物件ノ所在

一、物件ノ表示

右特別都市計畫法第六條ノ規定ニ因ル移轉命令ニ因リ 年 月 日著手 年 月 日工
事完了致候間此段及御届候也

年 月 日

所有者 氏 名

東京市復興事業局第何出張所長殿

第四節 移轉強制

換地豫定地が既に更地となりたるに拘らず移轉を命ぜられたる建物其の他の工作物の所有者が現在

地撤去期限を超過するも其の義務を履行せざるときは行政執行法第五條の規定に依り戒告を爲すもの

所有者 氏 名

第四節 移轉強制

換地豫定地が既に更地となりたるに拘らず移轉を命ぜられたる建物其の他の工作物の所有者が現在地撤去期限を経過するも其の義務を履行せざる時は行政執行法第五條の規定に依り戒告を爲すものなりと雖、一應其の以前に移轉義務者の反省を促す爲成る可く口頭又は催告書(第四號様式)を以て其の履行方を督促したりしが、尙之を履行せざる者尠からざりしを以て是等に對しては行政執行法第五條に依り強制執行を爲すこととし撤去限期を指定したる戒告書(第五號様式)を發したり、而して市長施行地區に於ける其の人員一萬三千六百一人、建物一萬七千三百七十棟、工作物百六件に及びたり。

又建物其の他の工作物が現に他人の占有に屬する場合は其の占有者に對し戒告に關する通知書(第六號様式)を發したり。

而して戒告を受けたる者の内其の大部分は義務者に於て移轉したるも、其の一部には戒告書の指定期限を経過し尙其の義務を履行せざる爲已むを得ず代執行を爲したるもの人員三百八十八人建物四百四十五棟、工作物十三件あり、之を大別するときは自己の怠慢に依るもの百九十三人、二百十五棟を最高とし其の他は賃貸家屋に關し占有者との間に紛擾を醸し占有者立退かざる爲自ら移轉困難のもの八十九人、百七棟之に次ぎ以下借地權に關し土地所有者との間に紛擾起り自ら移轉を躊躇するもの、補償金に不服を唱へ移轉せざるもの、換地に不服を唱へ移轉せざるもの、順位なり之を事由別に示せば左の如し。

事 由 別	人 員	建 物 棟 數	工 作 物 數
自己の怠慢に依るもの	一九三	二五	八

乙 第四章 移轉實施

乙 第四章 移轉實施

五七八

賃貸家屋に關し占有者との紛擾に依るもの
 借地權に關し土地所有者との係争に依るもの
 損害補償金の不服に依るもの
 換地の不服に依るもの

計	三六〇	四四七	三
	七	七	三
	一三	一六	四
	六	一〇〇	一
	九	一〇七	一

代執行は受命建物を撤去して一般の移轉工事に支障なからしめむとするに在るを以て之が工事程度は通常現在地撤去を以て足れりとせり、即ち建物にして占有者なく且移轉工法移築なるときは、之を解體して換地豫定地内に運搬堆積し又前記の状態にして移轉工法曳方なるときは、之を換地に移轉したる儘補修工事等を施行せず、然れども其の建物に占有者ある場合又は權利の設定若は處分の制限ある場合は在來建物と同一性を失はざる程度に移轉工事を施したり、而して代執行工事は通常請負に附し之を執行せしめ其の費用を義務者より徴收したり、右工事執行に關しては特に注意を拂ひ戒告書の指定期限を経過したる後之を請負に附し代執行工事に著手するときは其の間相當の日子を要し夫れが爲一般移轉工事の進捗を阻害すべきを以て可成其の期間を短縮する爲、戒告書發送後指定の期限内に移轉工事に著手するや否やを監視し、若し工事著手の見込みなしと認めたるときは豫め代執行工事を設計並請負入札を爲して請負人を決定し置き、所定期限の経過を俟ち直に代執行に著手し得る準備を爲したり、故に代執行に際しては豫め決定せる請負人に對し工事著手下命書第七號様式を發して之に著手せしめ、係員之を監督し、工事完了したるときは請負人より竣功届第八號様式を提出せしめ之に基き竣功検査を爲したる上工事竣功検査調書第九號様式を作成し建物其の他の工作物を所有者に引渡したり。

第四號様式

年 月 日

市 長 名

何 某 殿

著手せしめ、係員之を監督し、工事完了したるときは請負人より竣功届(第八號様式)を提出せしめ之に
基き竣功検査を爲したる上工事竣功検査調書(第九號様式)を作成し建物其の他の工作物を所有者に引渡
したり。

第四號様式

年 月 日

市 長 名

何 某 殿

年 月 日 移甲第 號ヲ以テ移轉ヲ命シタル貴殿所有ニ係ル 區 町 番地所在ノ
建物ニ對スル移轉期限ハ 年 月 日ニ有之候處未タ移轉無之區劃整理施行上支障不
勘候ニ付至急移轉物件撤去相成度萬一今後共尙移轉履行無之ニ於テハ行政執行法ノ規定ニ
依リ強制執行ニ及フヘク候條御承知相成度此段及催告候也
追テ右ハ急ヲ要シ候ニ付著手期日ヲ定メ 月 日迄ニ區劃整理局第 出張所ニ届出相成
度

第五號様式

戒 告 書

東京市 區 町 丁目 番地

何 某

右所有ニ係ル東京市 區 町 丁目 番地所在建物其ノ他ノ工作物ヲ大正 年 月 日迄
ニ現地ヲ撤去スヘク命シタル處之ヲ履行セサルヲ以テ此ノ戒告書到達ノ日ヨリ起算シ 日
以内ニ之ヲ撤去ヲ爲スヘシ右指定期間内ニ之ヲ履行セサルトキハ東京市長ニ於テ執行シ又
ハ第三者ヲシテ執行セシメ其ノ費用ヲ徴收ス
右行政執行法第五條ニ依リ戒告候也

年 月 日

市 長 名

乙 第四章 移轉實施

第六號樣式

年 月 日
何 某 殿

市 長 名

戒告書ニ關スル件通知

年 月 日 第 號通知ノ移轉命令ニ關シ別紙ノ通戒告書ヲ發シタルニ付御承知相成
度候也

(別紙省略)

第七號樣式

約 契	工 費	工 事 名	課 長	工 事	下 命 書	主 任	技 主 師 事	監 督 員	請 負 人	竣 功	日 間	日 期
										年 月 日		

右 工 事	年 月 日	ヲ 命 ス
請 書		

工費	約契
年	年
月	月
日	日
期工	日間
功竣	人負
年	年
月	月
日	日

第八號様式

右工事	年	月	日	ヲ命ス
工事名	請	書		
右工事	年	月	日	
				ノ旨御下命相成御請候也
東京市長殿	請負人	氏	名	

工事名	竣	功	届
著手	年	年	日
竣功	年	月	日
右工事竣功致候間此段及御届候也			
年	月	日	
東京市長殿	請負人	氏	名

乙 第四章 移轉實施

右之通相違無之候也
年 月 日

検査員 氏
立會人 氏

名 名

第五節 移轉實施狀況

市長施行地區内、要移轉建物十六萬千五百十五棟中、中央諸官衙の建物四十五棟は營繕管財局に於て移轉することに協定し、同官衙の建物十六棟及東京商科大學校舍三棟計十九棟は新規敷地に新築落成に至る迄移轉を留保することに協定したるを以て之を一般計畫より除外し、差引十六萬千四百五十一棟及その他の工作物に付大正十四年七月より昭和四年十二月迄に之を完了する豫定なりし處、之が工事著手は豫定の始期たる大正十四年七月に始まりたるも全地區を通じ工事の終了を告げたるは昭和五年七月にして豫定より遅るゝこと七箇月に及びたり、然れども豫定期間中に移轉を了せざりし建物は僅に十六棟なりしが、是等は何れも已むを得ざる事情ありしに因るものとす(第三編各説第八、第二十二、第三十五、第五十七地區参照)而して移轉實施の當初に於ては區劃整理反對の氣勢未だ衰へず一般に形勢を傍觀し徒に其の移轉を遷延したるもの尠からざりしも、圓滿に事業の達成を期せむと欲し極力其の説得に努め可成強制手段に出でざりし爲豫定の進捗を見る能はざりしが當局の努力に因り漸次移轉促進の傾向に赴き、昭和三年十二月には早くも全工程の九割七分三厘に相當する十五萬七千二十棟の移轉完了を告げ更に同四年四月迄には四千二百二十四棟を完了して僅に二百七棟を剩したるに過ぎず、然るに其の殘餘は何れも特殊の事情に因り進捗を妨げたりと雖同年十二月迄に百九十一棟を完了し、全く最終豫定期限より遅れたるものは僅に十六棟に過ぎざりしなり、而して昭和二年後半期より翌三年十一月に至る間は移轉實施の最盛期に屬し、就中同三年三月より十月迄の八箇月間は最も其の全盛時代にして毎月七千八百餘棟乃至一萬三千二百餘棟を移轉したり、以上は全地區を通じて觀察したるものなるも更に之を地區別に見るときは豫定期間内に移轉を完了したるもの十箇地區にして其の他は豫定より遅くるゝこと一箇月乃至一年一月に及びたり、豫定並実績を年別、月別並地區別に示

せば左の如し。

移轉豫定並実績年別調

年別	要移轉建物		豫		定		實		績	
	總棟數	移轉棟數	移轉棟數	要移轉建物總棟數に對する割合	移轉棟數	要移轉建物總棟數に對する割合	移轉棟數	要移轉建物總棟數に對する割合	移轉棟數	要移轉建物總棟數に對する割合
大正十四年	一六一、四五二	八九四	一六、四四一	〇・五	五七二	〇・三	一六、四四一	一〇〇・〇〇	一六、四四一	一〇〇・〇〇
大正十五年	—	一七、六六九	—	—	二二、一三三	—	—	—	—	—
昭和元年	—	一七、六六九	—	—	四九、八三三	—	—	—	—	—
昭和二年	—	六、四五七	—	—	九四、四八二	—	—	—	—	—
昭和三年	—	七、五九五	—	—	四、四一五	—	—	—	—	—
昭和四年	—	八、三	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	一六一、四五二	一六、四四一	一六、四四一	一〇〇・〇〇	一六、四四一	一〇〇・〇〇	一六、四四一	一〇〇・〇〇	一六、四四一	一〇〇・〇〇

移轉豫定並実績月別調

年次	移轉豫定		移轉完了		年次	移轉豫定		移轉完了	
	棟數	累計	棟數	累計		棟數	累計	棟數	累計
大正十四年	七月	五	五	三	十月	二四六	三九九	一六	一六
	八月	五	五	二	十一月	三三二	七三〇	八四	二六
	九月	五	五	二	十二月	一六四	八四	二六	五七
大正十四年	七月	—	—	—	十月	—	—	—	—
	八月	—	—	—	十一月	—	—	—	—
	九月	—	—	—	十二月	—	—	—	—

年次	移轉豫定	移轉完了	年次	移轉豫定	移轉完了
一月	一九九	一、一九三	八月	八、六八一	六、二五
二月	六九四	一、八八七	九月	八、二五九	七〇、三八四
三月	一、一九三	—	十月	八、五九	七、〇八〇
四月	—	—	十一月	—	—
五月	—	—	十二月	—	—
六月	—	—	計	—	—
七月	—	—			
八月	—	—			
九月	—	—			
十月	—	—			
十一月	—	—			
十二月	—	—			
計	—	—			

大正十四年

九月	八	七
月	月	月
九五	五	五
一五三	五八	五
二	一四	三
三	二	三

十一月	十一月	十一月
月	月	月
一六四	三三一	一四
八九四	七三〇	三
二六	一八三	二
五七	三四六	一

大正十五年
昭和元年

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一元九	六九四	一、一九二	九四五	八〇五	一、〇三六	一、四九八	一、六六六	二、五三二	三、三五一	二、七三三	一、〇〇〇
一、一九三	一、八八七	三、〇七九	四、〇四四	四、八元	五、八六五	七、三六三	九、〇四九	一一、五七〇	一四、八二二	一七、五四三	一八、五六三
一五五	二九	四二五	五五九	六六八	九〇八	八〇一	九三	一、一五〇	一、八五八	二、二九二	二、〇八五
七七	九四六	一、三七一	一、九三〇	二、五九八	三、五六六	四、三〇七	五、三〇〇	六、四七〇	八、三三八	一〇、六二〇	一二、七五五

昭和三年

八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
八、六八一	八、二五九	八、五七九	七、〇四二	二、〇二五	三、二五一	八、一五五	一〇、七七五	二、〇三三	九、四〇八	八、一五四	七、五〇九	六、五七九	三、六三三	二、五〇五	一、二四六	四六五
六、二二五	七、三八四	七、九六三	六、〇〇五	八、八、〇〇〇	九、一、二七二	九、四、四七	一一〇、二〇二	一一、二、三六	一三〇、六四四	一三八、七九八	一四、三七七	一五、八八六	一五、九、〇〇四	一五、九、〇〇四	一六〇、一五〇	一六〇、六二五
四、五三二	五、四六七	七、〇八〇	七、四二二	五、六六六	二、五五〇	四、七三九	七、八〇九	八、七〇九	九、七五二	一〇、〇一一	一〇、六六一	一三、二七八	一四、二四八	八、一五四	四、九七一	二、六〇〇
三六、九一三	四二、三八〇	四九、四六〇	五、八七二	六、二、五八	六、五、〇八八	六、八、八七	七、六、六六	八、六、三四五	九、六、〇九七	一〇、六、一〇八	一一、七、六九	一三、〇、〇四七	一四、二、九五	一四、九、四四九	一五、四、四三〇	一五、七、〇〇〇

乙 第四章 移轉實施

昭和四年					
九	八	七	六	五	四
月	月	月	月	月	月
三	四	四	一	八	七
一六、四〇七	一六、四〇四	一六、四〇〇	一六、三九六	一六、三九六	一六、三八八
一	三	二	三	七	八
一六、三九一	一六、三九〇	一六、三七八	一六、三五三	一六、三三六	一六、二四四
昭和五年					
七	三	二	一	十二	十
月	月	月	月	月	月
一	一	一	一	八	三
一六、四四五	一六、四四三	一六、四四五	一六、四四五	一六、四四五	一六、四三三
八	二	二	四	二	六
一六、四五二	一六、四四三	一六、四四二	一六、四三九	一六、四三〇	一六、三九七

移轉豫定並實績地區別調

地區	移轉豫定		移轉實施		遲延月數
	著手完了	年月	著手完了	年月	
一	大正	四、八	大正	三、九	九
二	昭和	二、八	昭和	二、三	五
三	大正	二、六	大正	二、三	十
四	大正	四、八	大正	三、七	一
五	昭和	五、六	昭和	四、三	三
六	昭和	四、三	昭和	三、六	一
七	昭和	二、一	昭和	二、三	六
八	昭和	二、一	昭和	二、三	六
九	大正	二、八	大正	二、三	七

乙 第四章 移轉實施

三八	三七	三五	三三	三二	三〇	二九	二八	二六	二五	二四	二三	二二	二一	一九	一八	一五	一一	
同	同	同	同	同	大	昭	同	同	同	大	同	昭	同	同	大	昭	大	同
					正	和				正		和			正	和	正	
五、	五、	五、	四	五、	五、	二、	五、	五、	五、	五、	二、	二、	五、	五、	四、	二、	五、	二、
九	二	一	三	四	一	三	一	四	四	八	一	一	〇	〇	〇	四	二	四
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

三、	三、	四、	二、	三、	三、	四、	三、	三、	三、	三、	三、	四、	三、	四、	三、	三、	三、	三、
二	九	七	三	三	六	三	七	三	三	三	三	四	〇	一	二	二	二	三
同	同	同	同	同	大	昭	同	同	同	大	同	昭	同	同	大	昭	大	同
					正	和				正		和			正	和	正	
五、	五、	五、	四、	五、	五、	二、	五、	五、	五、	五、	二、	二、	五、	五、	四、	二、	五、	二、
九	三	二	三	四	二	三	一	四	五	八	一	一	九	二	二	四	三	四
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

三、	三、	五、	二、	三、	三、	四、	三、	四、	四、	四、	四、	五、	四、	四、	三、	四、	四、	四、
二	九	二	三	三	九	三	九	六	六	〇	八	三	三	二	九	九	六	六
一	一	七	一	一	三	一	二	六	六	十	八	十	五	十	七	十	七	六

五八七

月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月

九	八	七
同	昭	同
	和	
二、	二、	四、
六	一	三
同	同	同

三、	四、	三、
〇	七	〇
同	昭	同
	和	
二、	二、	四、
六	三	三
同	同	同

四、	五、	三、
五	一	二
七	六	一

月 月 月

六二
六一
六〇
同 同 同

五、
二七
同 同 同

三、
二〇
同 同 同

五、
二七
同 同 同

四、
一五
七二七

月 月 月

五九	五七	五六	五五	五四	五三	五二	五一	五〇	四八	四七	四六	四五	四四	四四	四三	四二	四一	四〇	三九
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	大正	同	昭和
五、	五、	五、	五、	五、	五、	五、	五、	五、	五、	五、	四、	五、	四、	五、	四、	五、	二、	二、	二、
三	七	九	三	八	四	三	七	二	九	一	九	八	八	四	七	三	四	六	六
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三、	四、	四、	三、	四、	四、	三、	四、	三、	四、	二、	三、	四、	四、	三、	三、	三、	三、	三、	三、
二	三	一	〇	四	〇	三	三	二	二	三	六	四	二	八	三	九	二	〇	〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	大正	同	同	同
五、	五、	五、	五、	五、	五、	五、	五、	五、	五、	五、	四、	五、	四、	五、	四、	五、	二、	二、	二、
六	八	九	五	八	四	三	八	三	九	一	〇	九	八	四	〇	三	四	六	六
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四、	五、	四、	四、	四、	四、	四、	四、	三、	四、	三、	三、	四、	四、	三、	三、	三、	三、	三、	三、
三	七	七	五	六	三	三	八	二	三	二	三	四	三	八	四	〇	二	〇	〇
四	七	六	七	二	二	三	五	一	一	十	六	一	一	一	一	一	一	一	一
一																			
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

乙 第四章 移轉實施

五八八

六〇	同	一五、八	同	三、〇	同	一五、八	同	四、五	七	月
六一	同	一五、七	同	三、二	同	一五、七	同	四、一	二	月
六二	同	一五、二	同	三、六	同	一五、二	同	四、一	七	月
六六	同	一四、三	同	三、四	同	一四、二	同	三、三	八	月

前記移轉完了棟数を其の手續別に分類するときは命令に依りたるもの十五萬八千三百五十九棟(代執
行を爲したる建物四百四十五棟を含む)協議に依りたるもの二千九百三十四棟(營繕管財局に於て移轉し
たる四十五棟を含む)直轄工事に依りたるもの二百三棟なり。

内務大臣施行地區の移轉實施に關する概況を述べれば左の如し。

内務大臣施行地區内要移轉建物四萬二千四棟及其の他の工作物の移轉實施は大正十三年十二月開始
し昭和五年七月完了したり、更に之を年次別に見るときは大正十三年十二月移轉開始以來翌十四年十
月迄凡そ一箇年間は工程進捗せず其の間僅に建物九百十二棟を移轉したるに過ぎざりしが、其の後は
漸次順調となり同十五年十二月迄に一萬三千六百三十四棟、翌昭和二年十二月迄に二萬六千六百十五
棟、同三年十二月迄に四萬千六百八十五棟を移轉し全工程の九割九分二厘の進捗を見たり、越えて同
四年に入り五月迄に三百十四棟の移轉を爲したるも爾餘の五棟は特別なる事情に因り著しく遅延し同
五年七月迄に移轉を了したり、尙移轉實施狀況を月別に示せば左の如し。

年	次	移轉完了棟數	
		月別	累計
大正十三年	十二月	五	五
	一月	三	八

乙 第四章 移轉實施

十二月	九五九	一四、五四六	昭	四	一〇四	四、九八六
十一月	三三三	一四、八五九	和	三	五	四、九五三
十月	五〇〇	一五、三五九	四	二	三	四、九八四

五月	一五	四、九九九	昭	七	十一月	四二、〇〇一
七月	一	四二、〇〇〇	和	七	月	四二、〇〇四
			五	一		

第五章 臨時收容家屋

區劃整理の施行に依り建物の移轉を爲すとき之が占有者は一時他に假住所を求むるを通例とす、然れども建物移轉工事は各所に於て同時に多數行はるべく、従つて是等の占有者が全部適當の立退先を見出し得ることは洵に容易ならざるべし、若し占有者が右原因の爲立退かざるときは、自然移轉工事の進捗を阻碍し區劃整理施行上支障尠からざるを以て、其の立退を容易ならしむる爲整理施行者に於て豫め臨時收容家屋即ち簡易なる住宅及物置を準備し之を各地區に於ける建物移轉の狀況に應じ適當の場所に設け、之に水道、電燈等居住に必要な設備を施し希望者に對し無料にて使用せしむることとせり。

前記臨時收容家屋は固定式住宅、移動式住宅及移動式物置の三種とし、内固定式のもの短期間の使用に耐へ得る程度のもの必要に應じ隨所に建設し使用するものにして、一棟は敷地の關係により四戸乃至十五戸の長屋建とし、各戸に六疊又は八疊の居室と炊事場及便所とを附屬せしめ、移動式ものは簡易に組立又は解體し得るを特徴とし、尙一棟分を一臺の自動車にて運搬し得るを以て必要に應じ路上又は一時的空地に設置し、其の使用終りたるときは更に亦他所に移設使用するものとす、而して同住宅は建坪を六坪二合五勺程度とし、之に八疊の居室と炊事場及便所とを附屬せしめ、同物置は建坪を四坪とし内二坪を床張其の他を土間とせるものなり(圖面参照)

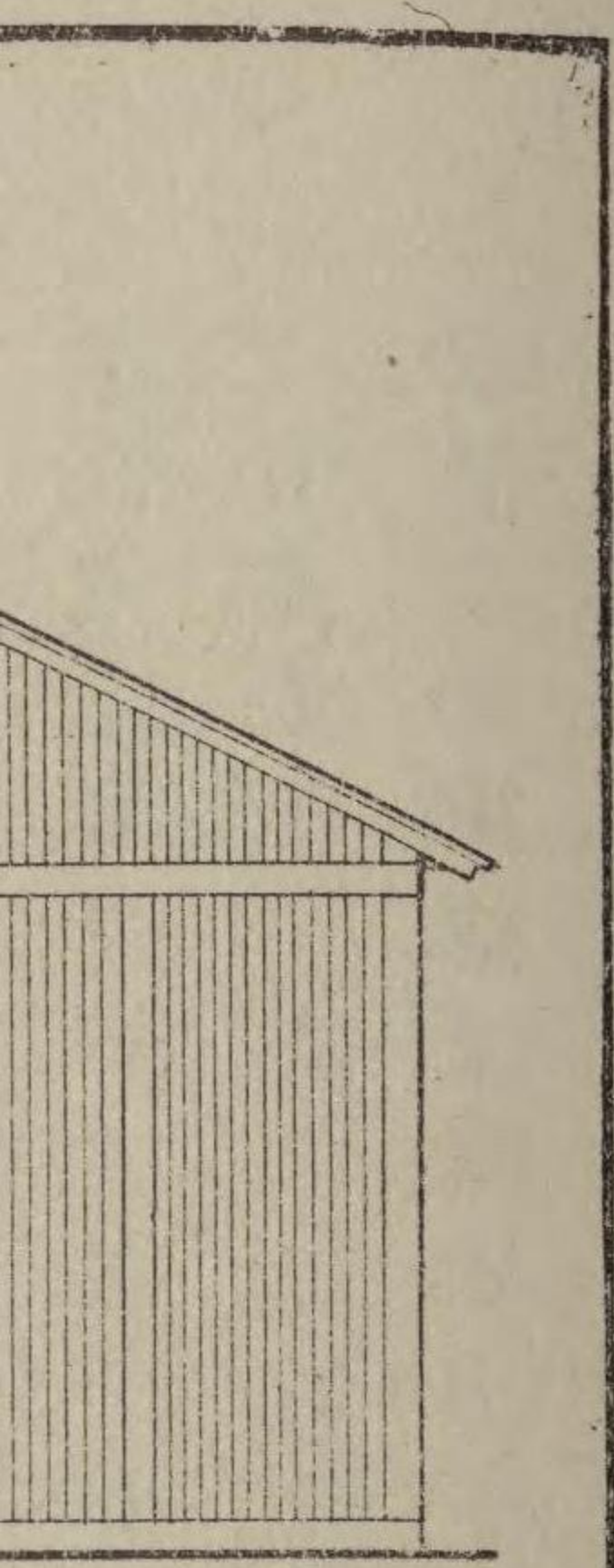
乙 第五章 臨時收容家屋

而して本市に於て準備したるもの固定式住宅に在りては四十九棟、移動式住宅に在りては二千百七十九棟、同物置に在りては五百七十棟計二千七百九十八棟にして之が總經費百六十六萬五千三百八十五圓三十二錢に達せり、之が内譯を年別に示せば左の如し。

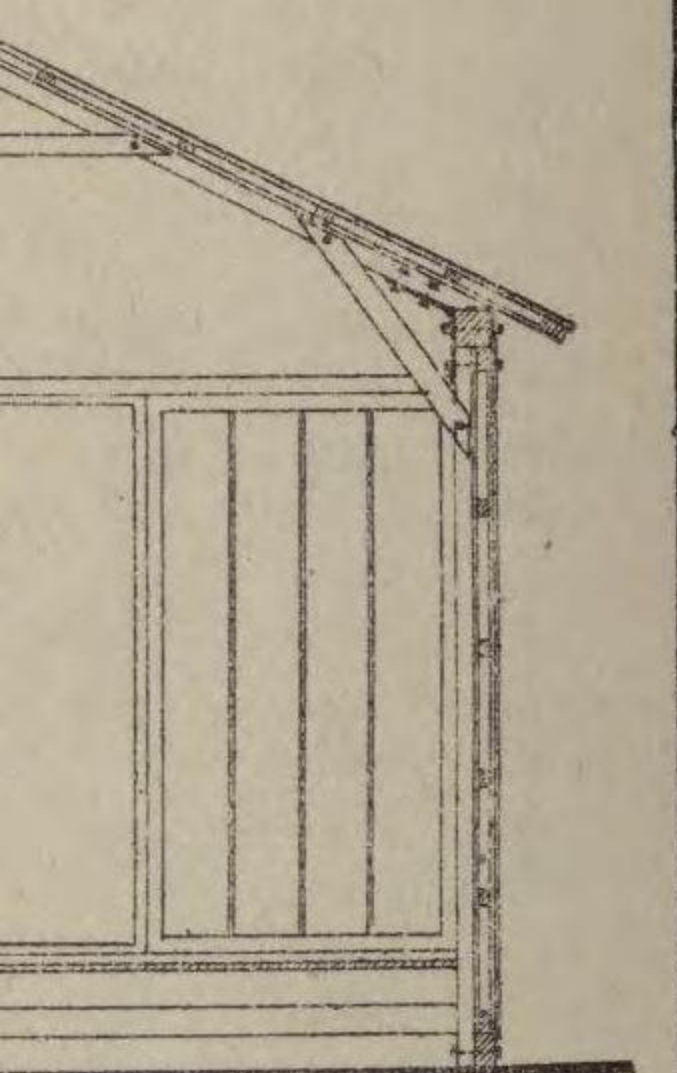
年 別	棟 數		建設並購入費	其の他の經費	計
	固定式住宅	移動式住宅			
大正十三年	1棟	9棟	7,533.60	—	7,533.60
大正十四年	—	350	201,833.50	15,333.63	217,167.13
大正十五年	—	1,300	696,372.90	56,141.64	752,514.54
昭和元年	(二五六月分) 46	50	305,256.70	183,333.07	488,589.77
昭和二年	(三月分) 3	—	3,561.00	17,055.44	20,616.44
昭和三年	—	—	—	17,055.44	17,055.44
昭和四年	—	—	—	18,781.63	18,781.63
昭和五年	—	—	—	197.13	197.13
合 計	(二五九月分) 46	2,150	1,214,582.80	450,802.53	1,665,385.33

備考 本表中其の他の經費とは借地料、水道及電燈料、屎尿汲取費及移設其の他雜種工事費等とす。

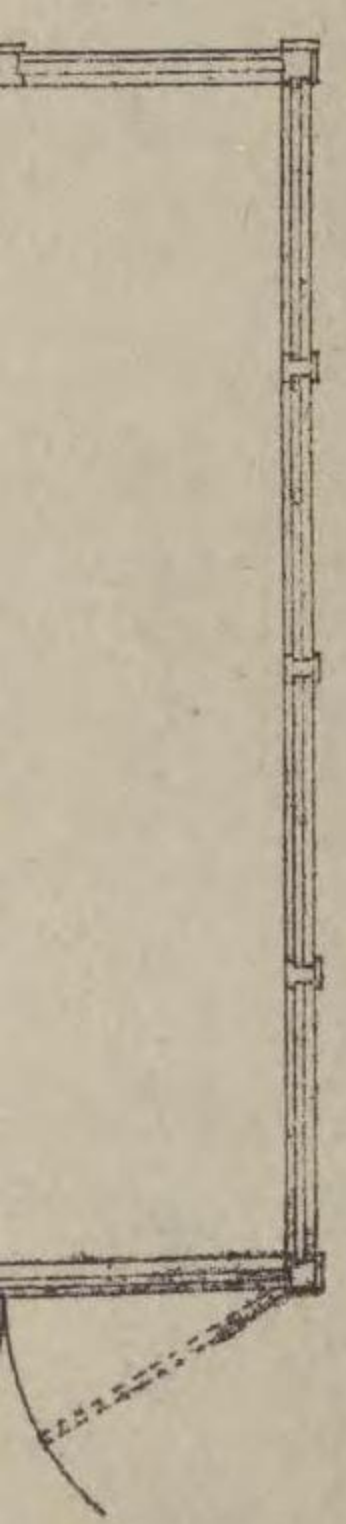
市施行地區内に於ける臨時收容家屋は大正十四年一月第四十二地區淺草區田中町に設置したるを最初とし爾來移轉工事の進捗に伴ひ各地區に及ぼし昭和三年十二月第十一地區日本橋區伊勢町に設置したるを最終とす、而して移動式のものには移轉工期の早き場所より逐次設置し移轉完了したる時は更に之を他所に移設したる結果其の設置棟數は住宅に於て延四千八百棟、物置に於て延千三百九十八棟に及び之が移設回數は平均住宅に於て一回二分物置に於て一回五分となれり、而して大正十四年八月使



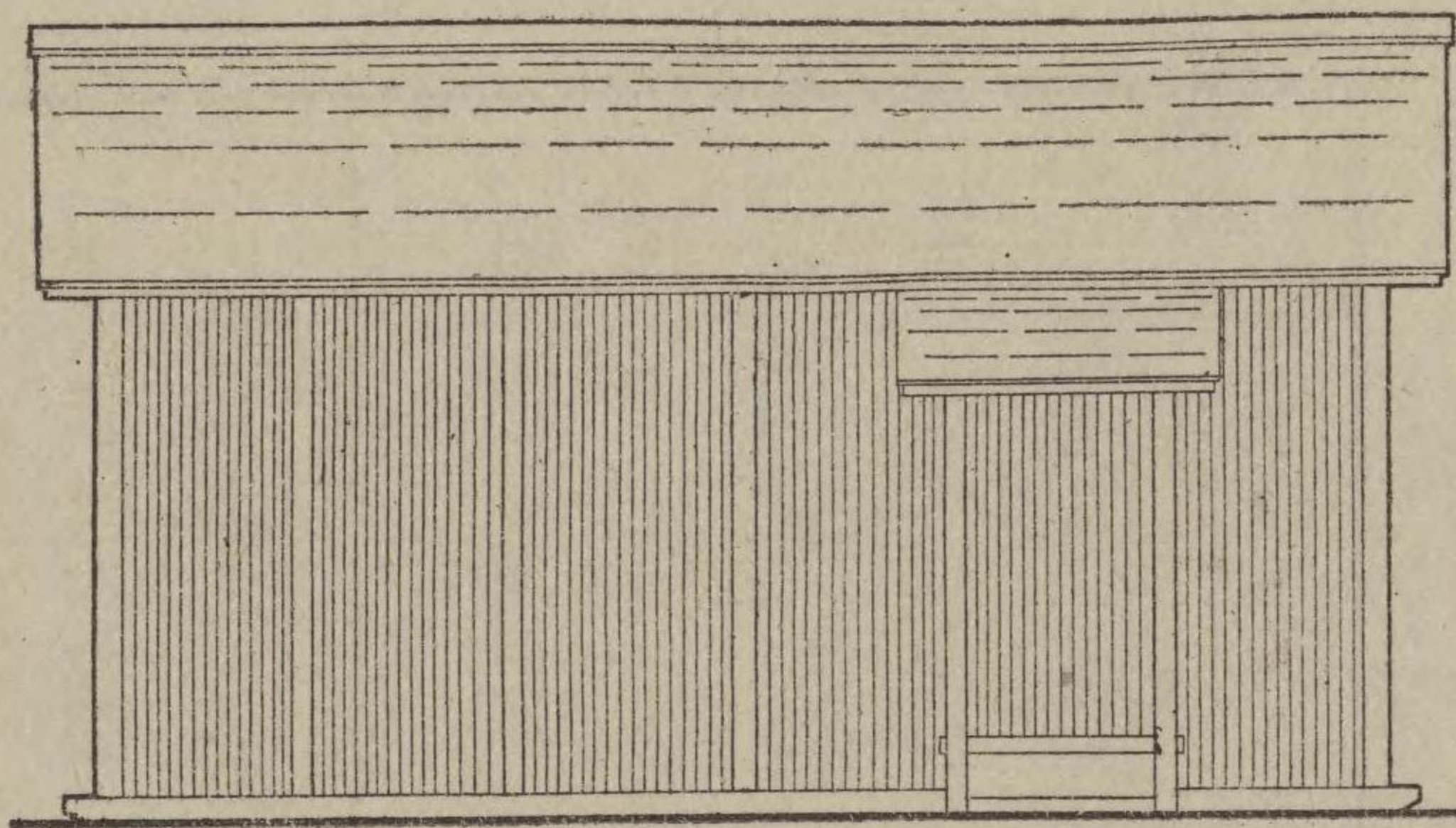
住



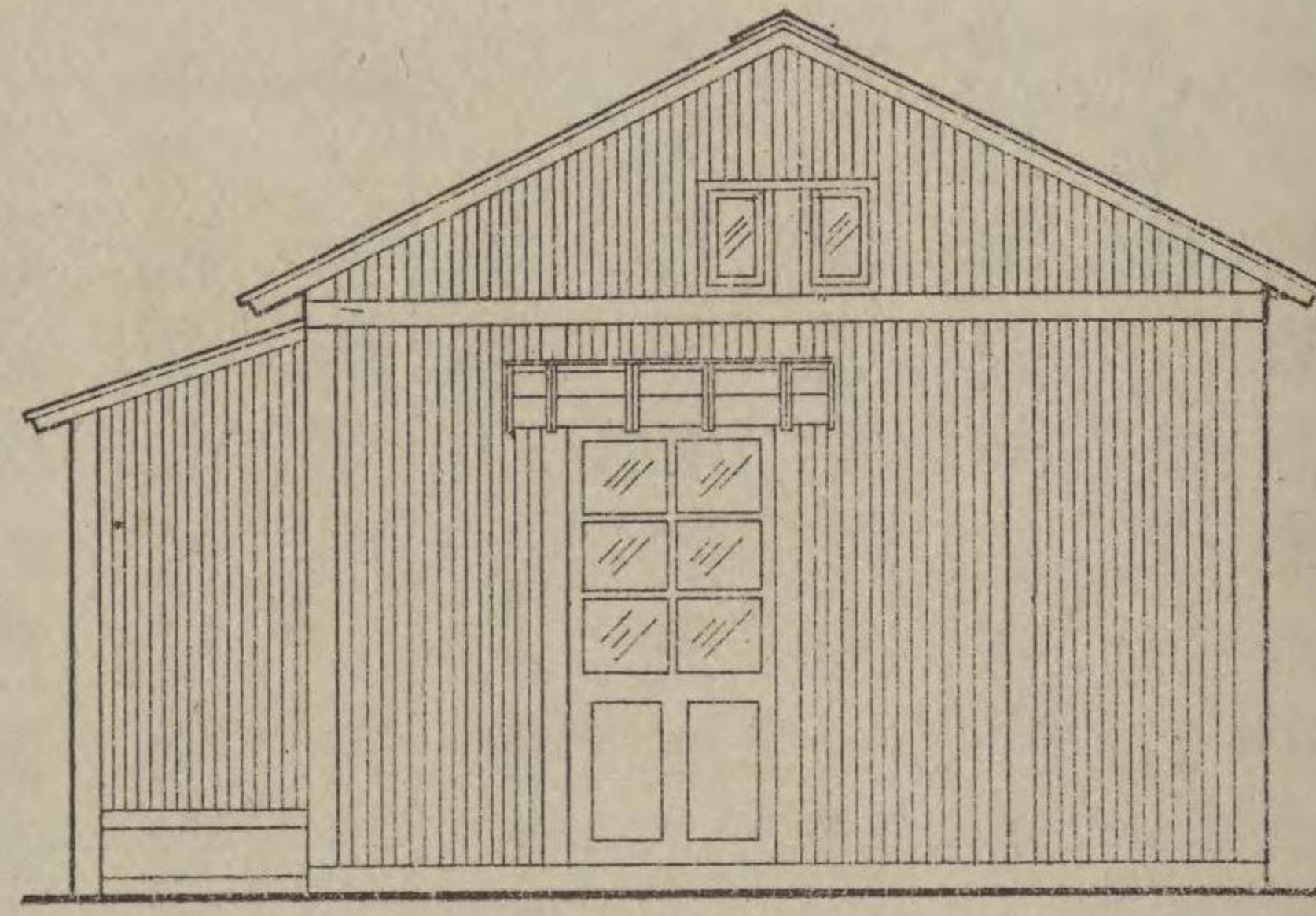
住



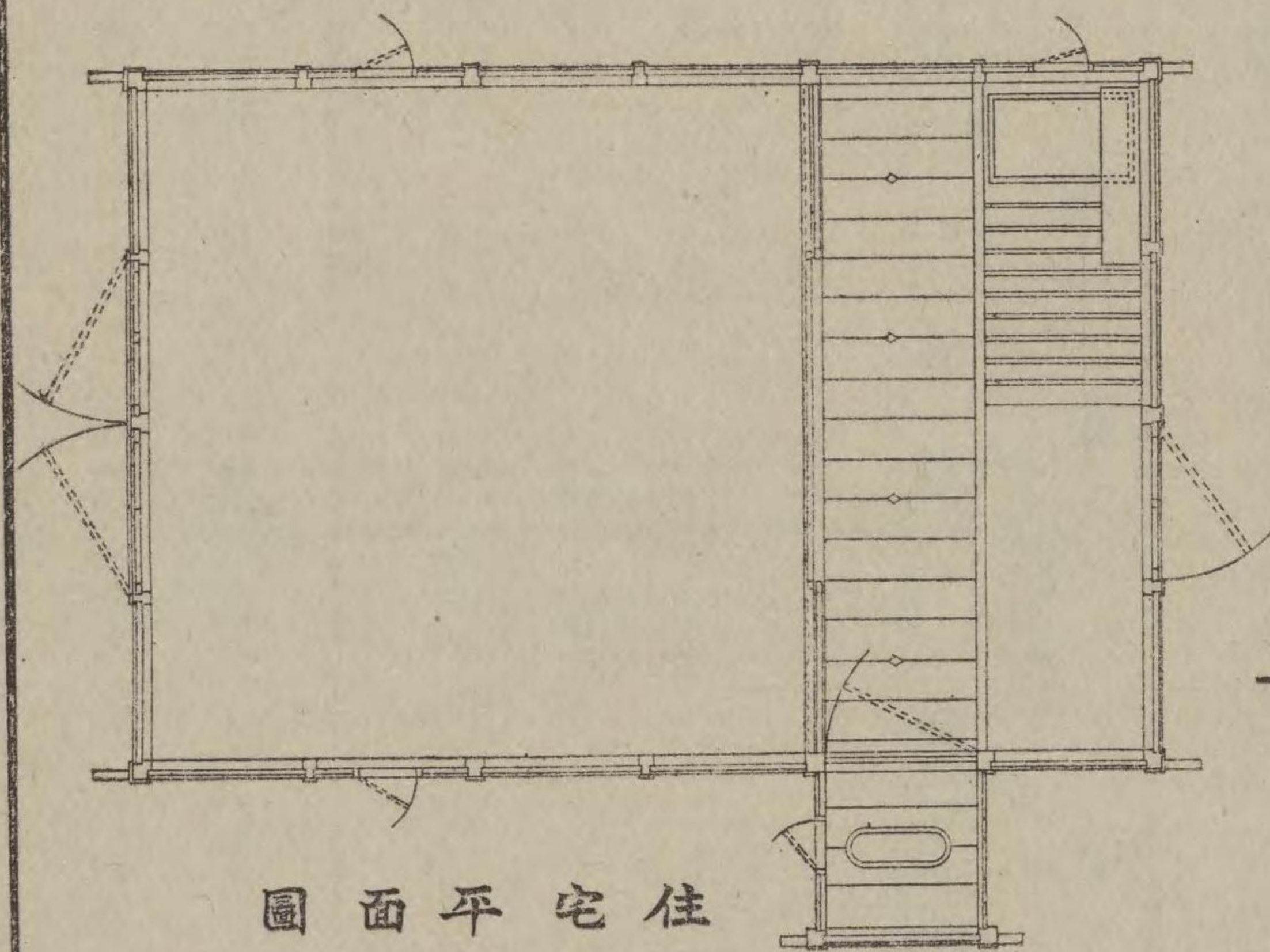
移動式臨時收容家屋構造圖



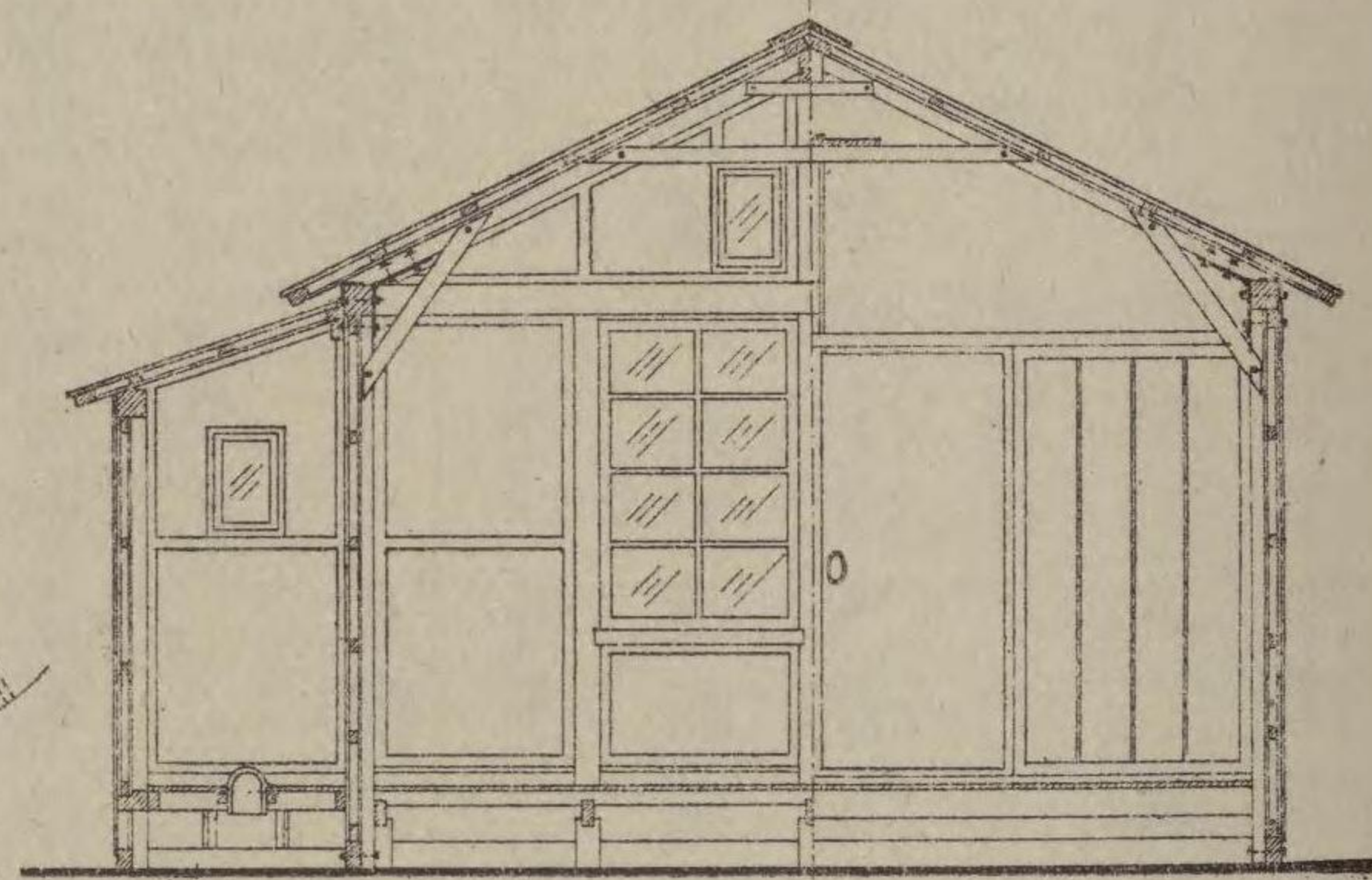
住宅側面圖



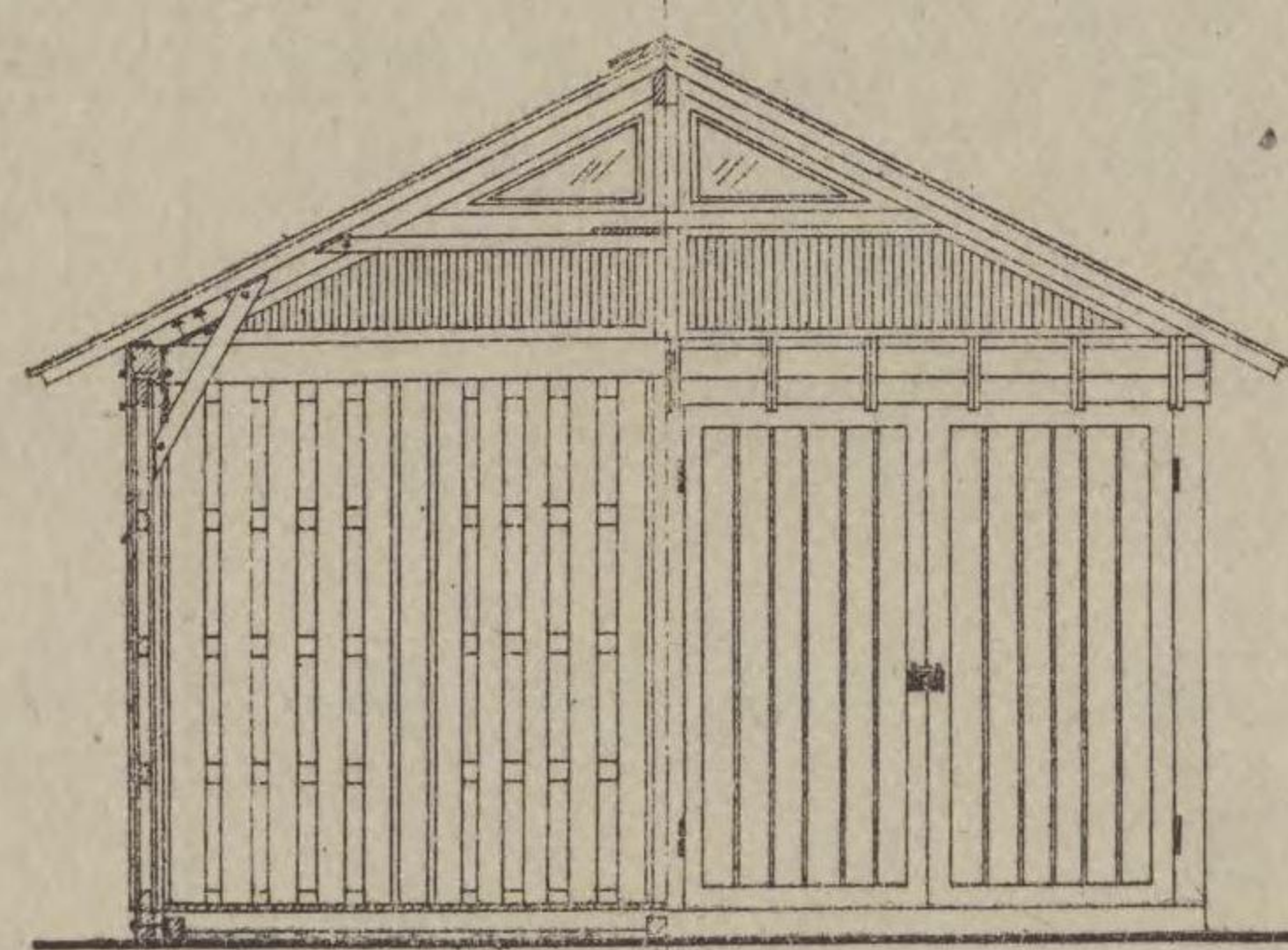
住宅正面圖



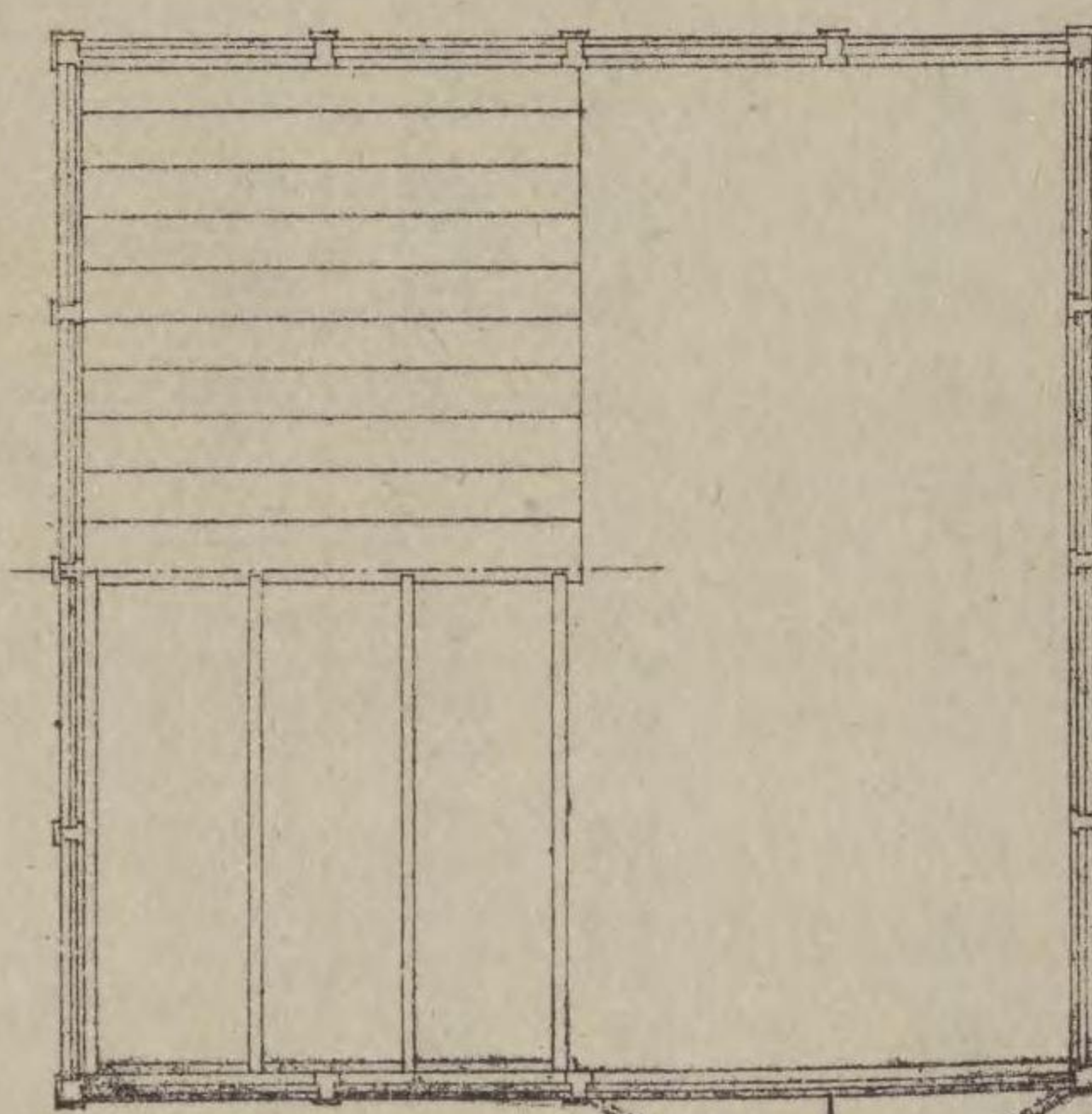
住宅平面圖



住宅斷面圖



物置正面並斷面圖



物置平面圖



たるを最終とす、而して移動式のものには移轉工期の早き場所より逐次設置し移轉完了したる時は更に之を他所に移設したる結果其の設置棟数は住宅に於て延四千八百棟、物置に於て延千三百九十八棟に及び之が移設回数は平均住宅に於て一回二分物置に於て一回五分となれり、而して大正十四年八月使

用開始以來昭和四年十一月全部撤去に至る迄之る使用したる世帯數及人員は固定式住宅に於て千七百八十九世帯、九千二百十四人、移動式住宅に於ては二萬二千四百三十三世帯、十一萬四千七百六十八人合計二萬四千二百二十二世帯、十二萬三千九百八十二人にして固定式住宅一戸當り使用回數平均五

四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三五	三三	三二	三〇	二九	二八	二六	二五	二四	二三
								(八戸分) 二	(八戸分) 一	(八〇戸分) 三							
一三八	一六六	一七三	一八三	二一八	一九九	二二	六五	八〇	六四	二八	五	四六	一〇二	一七三	一二三	一三三	二二
六三三	三三三	二二七	五八八	四〇〇	四九五	三三三	三〇九	三六七	一四八	五八〇	二四	一九八	四六五	六五	七四六	四〇二	三五二
三、七五五	一、七九八	一、二六一	三、〇七一	二、二七〇	二、〇一八	一、〇八一	一、五〇四	二、二二二	八三三	三、〇四三	八七三	一、〇〇〇	二、三四五	二、二二三	三、八〇五	一、六九七	一、七六五
三〇	七	二	二	二六	八	一三	二	二四	一五	四二	九	五	二五	二	四	一六	三
一九	一九	六	五	五	五	五	六	七	三	五	四	二	五	五	二五	七	六
計	六六	六二	六一	六〇	五九	五七	五六	五四	五四	五三	五二	五一	五〇	四八	四七	四六	四五
(三八戸分) 一	(五二戸分) 七		(二四戸分) 四														
四、八〇〇	三五	一六〇	二〇	三	二四	一〇四	二七六	四〇	九	七〇	一三	九	一三	一六	七	一	五
二四、二三三	四五〇	六七一	二四六	七五	七	六六	一、五九九	三五	一七五	二七八	七三	四三	三九	一六三	二五四	四〇一	四九
一三三、九八二	二、一〇四	三、九五五	一、一〇六	三六二	一六二	三、七六六	七、七六七	一、五八九	一、三九四	一、八五五	三、八八	二、〇五	一、九七二	八七八	一、七三三	二、二九六	二、七八五
一、三九八	一九	六九	四	九	二	七	七	六	四	四	二〇	五	二	二九	二	二〇	二〇
五、五四	七五	一八二	一四	二五	三	一九〇	三九一	九	九	六九	一三	一五	三	一六	一六	一三	一〇

備考 復興局に於て建設せる固定式住宅九棟七十八戸分を含む。

臨時收容家屋を使用せむとする者は其の占有する建物の移轉工事著手期日確定後、別紙様式に依る願書を建物所有者又は管理人連署の上之を所轄出張所に提出せしめ、調査の結果支障なしと認むるときは左記様式に依る使用許可書を交付し之を使用せしめたり。

四三	一	三六	一、七九	七	一九	六六	五五分	三五	四五〇	二、一〇四	一九	七五
四四	一	一三八	三、七五	三〇	一九八	計	(三八戸分) 天	四、八〇〇	二四、三三	二二、九八二	一、三九八	五、五三四

臨時收容家屋を使用せむとする者は其の占有する建物の移轉工事著手期日確定後、別紙様式に依る願書を建物所有者又は管理人連署の上之を所轄出張所に提出せしめ、調査の結果支障なしと認むるときは左記様式に依る使用許可書を交付し之を使用せしめたり。

様式

第 一	地區第	移轉群第	號建物
第 二	臨時收容家屋	使用願	
第 三	拙者儀	年 月 日	第 號ヲ以テ土地區劃整理ニ伴フ建物
第 四	受ケ候ニ付來ル	月 日ヨリ	月 日迄ノ間ニ移轉可致候ニ付テハ左記事項固ク相守リ候ニ付
第 五	右移轉期間中御市臨時收容家屋使用方御許可相成度此段及願出候也		
第 六	記		
一、	使用期間	年 月 日ヨリ	年 月 日迄
二、	使用中ハ取扱ヲ鄭重ニシ萬一過失ニ因リ燒失若クハ破損シタルトキハ損害賠償又ハ修繕ノ責ニ任スヘキコト		
三、	轉貸ヲ爲サ、ルコト		
四、	期間前ト雖モ移轉完了シタルトキハ直ニ明渡スコト		
五、	明渡ノ節ハ清潔ニ掃除シ御市係員ノ立會ヲ求ムルコト		
東京市長	東京市	區	町
		使用人	丁目
		引受人	番地
		殿	

第 號

臨時收容家屋使用許可書

住所

何 某

年 月 日願出臨時收容家屋使用ノ件許可候也

年 月 日

東京市長

第六章 宅地造成

區劃整理施行に方り指定せられたる換地豫定地が建物移轉を爲すに適當せざるとき、例へば一部水面又は凹凸甚しき場合に於ては、之に必要な工事を施行したる後にあらざれば建物を移轉する事能はず、仍て其の移轉に支障なき限度に於て盛土、切土、土留又は假下水等の工事を施行し建物移轉に支障なからしめたり、之れ即ち本章に謂ふ宅地造成工事にして、以下施行範圍、施行方法及工事狀況に付記述すべし。

第一 工事施行範圍

整理施行者に於て宅地造成工事を施行するの方針は區劃整理施行當初略決定したるも、其の施行範

圍に關しては決定するに至らざりしに、一面建物移轉工事は急速に開始せらるるに至りたるを以て、四圍の狀況を斟酌し適宜工事を施行せり、之が爲各出張所に於ける取扱區々にして其の査定等に關し尠からず困難を來したり。然るに大正十五年七月二十二日復興局に於て宅地造成工事施行範圍、程度

に付記述すべし。

第一 工事施行範圍

整理施行者に於て宅地造成工事を施行するの方針は區劃整理施行當初略決定したるも、其の施行範

圍に關しては決定するに至らざりしに、一面建物移轉工事は急速に開始せらるるに至りたるを以て、四圍の狀況を斟酌し適宜工事を施行せり、之が爲各出張所に於ける取扱區々にして其の査定等に關し尠からず困難を來したり。然るに大正十五年七月二十二日復興局に於て宅地造成工事施行範圍、程度等に關する協議會開催せられ各關係者出席種々協議を爲したる結果今後の宅地造成工事は左記方針により取扱ふことに決定したり。

宅地造成に關する協議會決定事項

- (一) 一宅地内の土地にして高低ありて建物敷地として不適當なる場合
 - (イ) 建物の建築に必要な部分に限り地均を爲すこと
 - (ロ) 前記以外の部分の土地に付ては土地價格(指數)を相當斟酌すること但し之に依り難き場合は事情を具し協議すること
- (二) 從來地主又は借地人が地盛を爲したるか又は石垣等を築造したる場合
 - (イ) 地盛又は土留に必要な石垣其の他の工作物は土地價格中に包含せるものなるが故に移轉、除却等を爲さしめざること
 - (ロ) 土留の程度を超ゆるものと認むる石垣其の他の工作物に付ては移轉又は除却の命令を爲すこと
- (三) 從來地主又は借地人が盛土を爲したる宅地を水面又は低地(四隣)の土地より低き場合に換地したる場合は従前と同一高さ迄盛土すること但し第四出張所管内にありては左記方針に依ること
 - (イ) 整理前水準線より六尺以上高く盛土しありたるものの換地は水準線六尺迄盛土すること
 - (ロ) 整理前水準線より六尺未滿高く盛土しありたるものの換地に付ては整理前と同一高さ迄盛土すること(水準線六尺は靈岸島水準基標に依る)

(四) 新設道路より宅地が高低ある場合は原則として削土又は盛土を爲さざること但し特に之を爲す必要ありと認むるときは事情を具し協議すること

(五) 橋臺地より宅地が低き場合

(イ) 橋臺敷が道路と同一高さなるときは第四號に依り取扱ふこと

(ロ) 橋臺敷が道路より高きときは其の差橋臺敷の爲高めたるの高さ丈奥行五間迄盛土すること但し建物敷地が奥行五間を超ゆる場合に於ては其の必要なる部分は同様盛土を爲すこと

前記の如く工事施行方針範圍等決定し復興局長官より市長宛大正十五年十一月五日附を以て通牒し來りたるにより、本市に於ては通牒事項に關し種々協議したるに第一號より第四號の各號に關しては異議なかりしも第五號に關しては種々意見あり早急に之を決定する見込なかりし爲不取敢第四號迄の事項に關し同年十一月十七日附を以て各出張所に左記の如く通牒せり。

記

宅地造成ニ關スル件通牒

標記ノ件ニ關シテハ左記方針ニ依り御取扱相成度此段及通牒候也

(協議會決定事項自第一號至第四號同文に付省略)

其の後更に第五號に關し協議したる結果橋臺地關係に關しては從來本市に於ては盛土工事を施行したる實例なく、此の如きものを純然たる宅地造成工事と稱し施行するは宅地造成工事の本旨に反するものなりとなし異論多かりしも、復興局に於ては既に第五號に據り工事を施行しつつある今日同一事業を施行する本市に於ても復興局と同一方針によるは最も妥當なる取扱ならむとの見地より遂に之に準據し工事を施行する事となり、昭和二年三月二十二日附を以て各出張所に左記の如く通牒せり。

宅地造成ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ大正十五年十一月十七日附區乙第一、〇五七號ヲ以テ通牒致シ置候處尙橋臺地ニ接スル宅地造成ニ關シテハ左記ニ依り御處理相成度此段及通牒候也

記

業を施行する本市に於ても復興局と同一方針によるは最も妥當なる取扱ならむとの見地より遂に之に準據し工事を施行する事となり、昭和二年三月二十二日附を以て各出張所に左記の如く通牒せり。

宅地造成ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ大正十五年十一月十七日附區乙第一〇五七號ヲ以テ通牒致シ置候處尙橋臺地ニ接スル宅地造成ニ關シテハ左記ニ依リ御處理相成度此段及通牒候也

記

- (一) 橋臺地カ道路標高ト同一ナルトキハ宅地カ之レヨリ低キ場合ニ於テモ原則トシテ宅地ニ盛土ヲ施ササルコト但シ特ニ必要アリト認メタルトキハ詮議ノ上決定スルコト
 - (二) 橋臺地ヲ道路標高ヨリ高メタルトキハ其ノ橋臺地ト之ニ連結スル爲該標高ヨリ高メタル道路ノ區間ニ接續セル宅地ニ對シ道路標高ヲ超ユル高サ丈奥行五間迄盛土ヲ施スコト但シ建物敷地カ奥行五間ヲ超ユル場合ニ於テハ其ノ必要ナル部分ニ對シ同様施行スルコト
- 前記各種工事の外、廢道内に在る地先下水にして建物移轉に支障となるもの及道路工事未完成の爲一時地先下水を築造し排水設備を爲さざれば建物の移轉に不適當なる宅地あり、此の如き宅地に對しては宅地造成工事として地先下水の移設又は新設等(假下水)を爲したり。

第二 工事施行方法

宅地造成工事は直營或は請負に付し之を施行したり。而して直營工事として施行したるものは盛土、切土、地均及假下水竝在來構造物移築にして新材料を要せざる工事中一件當人夫二十名以内を使役し完成し得る見込のもの等平易なる小工事にして、其の都度一々請負となし入札に付するは手續其他の關係上多數の日子を要し、建物移轉に支障を來す惧あるに依り此の如き工事に對し直營工事として之を施行せり、尙直營工事施行の爲松丸太、蝦夷板割、土管、鐵板等の工事材料を豫め準備し工事施行を容易ならしめたり、其の各關係例規を示せば左の如し。

換地内宅地造成工事ニ關スル件(大正十四年六月六日局長判決)

標記工事ニシテ左記各條項ニ該當シ且ツ輕易ナルモノニ對シテハ工事稟議ノ手續ヲ省略シ隨時直營

乙 第六章 宅地造成

人夫ヲ以テ適當ナル措置ヲ講スルコトニ致シ度

(一) 急施ヲ要スル場合

(二) 工事材料ヲ要セサル場合

(三) 工事種類多岐ニ互リ一定ノ條件ヲ以テ請負ニ付シ難キカ又ハ殘存基礎類掘上ケノ如ク工事著手前ニ於テ其ノ施行高ノ見込付カサル場合

追而右ニ據リ工事施行ノ場合ハ人夫使役報告ヲ以テ整理スルノ外工事明細書ヲ作製シ一ヶ月分ヲ取纏メ翌月十日迄ニ局長宛報告ノコト

宅地造成工事直營施行ニ關スル件(大正十五年九月二十九日各出張所局長宛局長通牒)

宅地造成工事ハ從來請負工事トシ施行シ來リタルモ左記種類ノ工事ニシテ一件ニ付人夫二十名以内ヲ使役シ完成シ得ル見込モノハ直營工事トシテ貴職限り施行セラルモ差支無之候條御了知相成度此段及通牒候也

追テ工事完了ノ上ハ該設計書ヲ一ヶ月分取纏メ翌月五日迄ニ報告相成度尙末尾記載ノ工事材料ハ豫メ當局ニ準備設置候條必要ノ都度御請求相成度

記

(一) 地均工事(土砂運搬ヲ含ム)

(二) 地先下水

(三) 宅地内ニ於ケル假下水工事

(四) 在來構造物移築ニシテ新ニ材料ヲ要セサル工事

(五) 前各號ノ外輕易ナルモノニシテ直營トナスヲ便利ト認ムル工事

準備材料

- 一 松丸太 長六尺、末口三寸、一 蝦夷板割 幅五寸
- 一 土管 徑三寸五分及七寸 一 角半土管 三寸、五寸及八寸
- 一 鐵板 二尺角、厚二分及二尺五寸角厚二分

(四) 在來構造物移築ニシテ新ニ材料ヲ要セサル工事
(五) 前各號ノ外輕易ナルモノニシテ直營トナスヲ便利ト認ムル工事

準備材料

- 一 松丸太 長六尺、末口三寸、一 蝦夷板割 幅五寸
- 一 土管 徑三寸五分及七寸 一 角半土管 三寸、五寸及八寸
- 一 鐵板 二尺角、厚二分及二尺五寸角厚二分
- 一 西洋釘 長三吋及四吋、一 松一寸板 下水榫用

工事材料受拂心得ニ關スル件 (大正十五年十月七日
土木課長宛局長通牒)

當局工事材料ハ爾今別紙受拂心得ノ通整理相成度此段及通牒候也

追而材料取扱主任並同代理者各一名選任ノ上其ノ職氏名ヲ材料出納吏迄通知相成度

(別紙)

工事材料受拂心得

- 一、區劃整理局材料取扱ニ關シテハ市材料取扱規程ニヨルノ外當分ノ内本心得ニ據ルコト
- 二、各課並ニ各出張所ニ材料取扱主任ヲ置クコト
- 三、材料需用者ハ材料取扱主任ニ材料ノ交付ヲ請求スルコト
- 四、材料取扱主任ハ請求傳票(第一號樣式)ニヨリ庶務課長ニ材料ヲ請求シ之カ交付ヲ受ケタルトキ又ハ需用者ニ配給シタルトキハ材料受拂簿(第三號樣式)ニヨリ之ヲ整理スルコト
- 五、材料ノ請求アリタルトキハ庶務課長ハ之ヲ審査シ必要ト認ムルモノノ交付ヲ材料出納吏ニ命スルコト
- 六、材料出納吏材料ヲ交付スルトキハ送付票(第二號樣式)ヲ附シ材料取扱主任ノ受領書ヲ徴スルコト
- 七、材料取扱主任ハ毎月五日迄ニ前月分ノ材料受拂報告書(第四號樣式)ヲ庶務課長ニ提出シテ其ノ承認ヲ受クルコト

(樣式省略)

第三 工事状況

宅地造成工事は大正十四年七月二十二日之に著手しそれより逐次各種工事を施行し、昭和六年三月三十一日迄に三千七百五件八千三百三十七箇所の總工事を完了したり、而して之に要したる工事費は二百九萬三千六百九十八圓八十六錢にして、宅地造成完了總面積は六十四萬四千九百九十九坪六合一匁なり、之を整理後市長施行地區宅地總面積四百八十萬七千八百八十一坪六合二匁に比すれば約一割三分四厘に相當する宅地造成を爲したる事となる。

尙是等工事は全部工事施行方法に據り之を施行したるも、取扱上建物移轉により工事を施行したるものを一般宅地造成工事とし橋臺地關係二重移轉により工事を施行したるものを特に橋臺地關係宅地造成工事(以下同斷)として處理したり。

(イ) 一般宅地造成 工事著手は大正十四年七月第四地區内有樂町二丁目九番地の切土、盛土工を最初としそれより逐次各種工事を施行し昭和五年三月第二十二地區内南小田原町三丁目九番地の切土及地均工を最後とし三千四百八十四件七千七百七十一箇所の工事を全部完了したり、而して之に要したる整理費は百九十四萬二千七百一圓三十錢にして、宅地造成完了總面積は六十二萬千七百五十六坪五合二匁なり。

尙是等工事の種別を見るに盛土工最も多く千九百一十一件四千九百二十六箇所にして、其の他土留工八百七十三件千六十二箇所(内大谷石積工四百七十九件五百八十八箇所此の面坪七千九百八十二坪一四、板柵工二百八十八件二百四十三箇所此の面坪五千五百五十五坪四五、間知石積工百十四件百五十七箇所此の面坪千六百十二坪四五、コンクリート工六十二件七十四箇所此の面坪六百七十一坪)假下水四百五十五件千三百八箇所、切土工二百八十五件四百七十五箇所なり。

(ロ) 橋臺地關係宅地造成 本工事は藏前橋外百二十七橋の橋臺地々揚關係に因るものにして工事著

手は昭和二年八月、第四十六地區内横網町九番地、藏前橋關係の土留、板柵並盛土工を最初とし、それより逐次各種工事を施行し、同六年三月第六十地區内木場町十九番地、伊東橋關係盛土工を最後とし二百二十一件三百六十六箇所の工事を全部完了した、り而して之に要したる整理費は十五萬九百八